

平成 29 年第 3 回定例会

# むかわ町議会会議録

平成29年 9月14日 開会

平成29年 9月15日 閉会

むかわ町議会

## 平成29年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月14日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	10
野田省一議員	10
三上純一議員	20
佐藤守議員	36
大松紀美子議員	47
北村修議員	60
散会	72

### 第 2 号 (9月15日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74

欠席議員	7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
事務局職員出席者	7 5
開 議	7 6
議事日程の報告	7 6
報告第 2 号の上程、説明、質疑	7 6
報告第 3 号の上程、説明、質疑	7 7
報告第 4 号の上程、説明、質疑	7 8
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	8 1
諸般の報告	9 0
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 4 4 号から議案第 4 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
意見書案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
所管事務調査報告の件	1 2 3
閉会中の特定事件等調査の件	1 2 4
議員の派遣に関する件	1 2 4
閉議及び閉会	1 2 5
署名議員	1 2 7

むかわ町告示第35号

平成29年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月1日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成29年9月14日（木）午前10時

2 場 所 穂別町民センター ツツジホール（2階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
12番	木下隆志	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（なし）

## 平成29年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年9月14日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
12番	木下隆志議員	13番	野田省一議員
14番	三倉英規議員		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主幹	酒 卷 宏 臣	総務企画課 主幹	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主幹	東 和 博	産業振興課 主幹	松 本 洋
産業振興課 主幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主幹	江 後 秀 也	建設水道課 主幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主幹	菅 原 光 博
地域振興課 主幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務局長	鎌 田 晃
農業委員会 支局長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 八 木 敏 彦 主 査 長谷山 美 香

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、佐藤 守議員、3番、中島 勲議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、9月6日開催の第5回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありました。これを許します。

三上議会運営委員長、どうぞ。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今月6日に開催いたしました第5回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営等に関する件であり、まず副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今定例会に町長から提出される審議案件は18件で、その内訳は、報告3件、認定7件、議案8件であります。

提出審議案件の取り扱いについて協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、認定第1号から第7号までの7件と、議案第

44号から第46号までの3件であります。

なお、認定第1号から認定7号までの決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が整っております。

議員等から提出を予定している審議事項は、追加配付の7件であり、その内訳は、発議1件、意見書案2件、所管事務調査報告1件、その他3件であります。

発議1件につきましては、むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案であります。

議員定数の意見書案については1件であり、所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号11番につきましては、所定の賛成者をつけて提出されております。

また、陳情文書表の8件については、6月定例会締め切り日以降に受けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

9月1日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号20番につきましては佐藤委員長が提出者となり、所定の賛成者をつけ提出することを決定しております。受理番号14番から19番、21番の7件については、全議員への印刷配付することとされております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか4名から15項目の通告がありました。その取り扱いは通告のとおりといたします。

なお、一般質問の項目におきましては、災害防災関連及び農業関連の質問にあたりましては、質問内容が重複しないよう御配慮願いたいと思います。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、本会議場での服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由といたします。

議会中継についてですが、むかわ四季の館道の駅ロビー、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。議員におかれましては議会中の私語については厳に慎まれるようお願いいたします。

以上申し上げ、平成29年第5回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月15日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの2日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第80号のとおりでございますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。  
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 本日、ここに平成29年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、傍聴者の皆様も御苦労さまでございます。

概要説明の前に、ことしの農作物の生育・販売状況について御報告を申し上げます。

本町のことしの気象状況は、平均気温が例年よりも高く推移したほか、4月以降からの平均降水量は例年よりも少なく、日照時間につきましては鵜川地区では平年よりも約110時間長く、穂別地区では平年よりも若干短いマイナス26.1時間となっております。

さて、農作物の生育状況についてであります。胆振農業改良普及センター東胆振支所公表の9月1日現在によりますと、水稻、小豆と1日遅く、ばれいしょの収穫が1日遅く、大豆、トウモロコシはともに1日早く、甜菜は4日早い状況となっております。

水稻は、分結が緩慢であり平年並みを推移していました。しかし8月に入り日照不足によ

り稲熟は停滞していたものの、後半から生育のおくれを取り戻し、不稔率の調査結果では鵜川地区10.3%、穂別地区4%でしたが、両地区とももみ数は例年より多く平年並みの収穫が見込まれます。

畑作物は、秋まき小麦が既に収穫を終えておりますが、昨年の播種以降、気温が不規則に変化し、季節外れの降雨によりそのまま凍結するなど、鵜川地区では凍上害の被害により約45ヘクタールが作物変更をせざるを得ない状況となっております。これから収穫される大豆、小豆の稲熟は緩慢ですが、一部で倒伏の傾向にあります。

次に、直近の各農協の農畜産物の取り扱いについて特徴的な事項を御報告いたします。

鵜川地区における前年同期の販売額についてでございますが、春レタスにつきましては天候にも恵まれ、販売額は3億3,000万円を超え、3年連続3億円を維持した結果となっております。トマトにつきましては新品种の導入により出荷量の増加を見込んでおり、これからの出荷にも期待できるところでございます。ばれいしょにつきましては春先から天候にも恵まれ、平均単価が昨年よりも高く推移されているところでございます。穂別地区におきまして穂別メロンは作付面積、出荷数量も減少しておりますが、全道規模で作付面積が減少したこともあり、平均価格が過去最高となり、販売額につきましては計画を超える見込みとなっております。カンロは順調に収穫され、品種ともりんの市場評価も好評で、最終的な取り扱い量、販売額とも昨年を上回る見込みであります。カボチャは8月中旬より出荷が始まり、現在3割程度が出荷されており、前年と同等の販売額が期待されているところでございます。

また、和牛につきましては素牛の販売価格が前年度より落ちつきを見せているものの、12カ月連続で70万円を超える高値で取引され、期待の持てる内容となっております。ことしは5年に1度の和牛日本一決定戦の年で、9月7日から11日にかけて第11回の全国和牛能力共進会が宮城県仙台市において開催されております。第2区部門の北海道代表として、加藤啓介さんのしらゆりひめ号がむかわ町としては10年ぶり、鵜川和牛改良組合からは20年ぶりの出品となり、優等賞10席の成績をおさめました。今後も飼養管理技術、繁殖技術の向上に御期待を申し上げるところでございます。

以上、農作物の生育状況は全般的に順調に推移していることを申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、本定例会で御審議いただく事件の概要を御説明いたします。

提出案件は、報告3件、認定7件、議案8件でございます。

報告第2号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、むかわ町債権管理に関する条例により、平成28年度に放棄した債権の内容について、同条第7条の規定により報告するものであります。

報告第3号 平成28年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきましては、平成28年度各会計決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第4号 専決処分報告に関する件につきましては、本年6月27日に町道施設のふぐあいにより発生した物損事故につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

認定第1号から認定第7号につきましては、平成28年度むかわ町各会計決算につきまして地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件、議案第40号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件につきましては、組合理約の一部変更について協議があったので、あらかじめ議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例の全部を改正しようとするものであります。

議案第43号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、議案第45号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） これで、町長行政報告及び提出事件の主要説明は終わりました。

---

◎一般質問

- 議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。  
順に発言を許します。
- 

◇ 野 田 省 一 議 員

- 議長（三倉英規君） まず、13番、野田省一議員、どうぞ。

[13番 野田省一議員 登壇]

- 13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、降雨による富内とニサナイ間の道道のゲートの閉鎖についてお伺いをいたします。

富内とニサナイ間の道道が一定の降雨量でゲートが閉鎖され通行ができない状況になります。昨年の豪雨でもゲートは閉鎖され、平丘地区が孤立し対応に苦慮された事象もありました。

1つ目として、近年の閉鎖回数の状況はどのようになっているか伺います。

2点目で、道道のゲートの閉鎖の基準と、閉鎖時の町の該当地域住民への周知方法及び緊急時の通行の許可判断方法はどのようになっているか、お伺いをいたします。

3点目として、閉鎖する区間の道道はかさ上げ工事等と改良工事がされており、閉鎖の基準区間対応は今後も変更されない予定なのかお伺いをいたします。

4点目、この地区のゲートの閉鎖後の災害対策はどのように考えているかお伺いをいたします。

- 議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

- 建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、降雨による富内とニサナイ間の道道ゲート閉鎖について、1、2、3点目をお答えしたいと思います。

まず、1点目の富内ニサナイ間のゲート閉鎖回数ですが、道道を所管する室蘭建設管理部に確認したところ、近年10年間において平成18年8月豪雨時及び平成28年の台風10号による異常気象時の2回において、この区間のゲート閉鎖を実施しております。

また、2点目のゲート閉鎖の基準につきましては、これまでこの間は1級河川鶴川の危険水位等による異常気象時通行規制がありました。現在は基準雨量や水位は存在せず、パトロール等の結果による危険性の判断でゲートの閉鎖を行っております。

ゲートの閉鎖については、ゲート閉鎖前に区間内の道路、隣接民家を回り、道道のほうでゲート閉鎖の周知を行っております。町に対しましては事前にファクス及びメールで通知して、その後、ゲートの閉鎖を行っている状況でございます。

ゲート閉鎖後は、区間内から規制ゲートへ来た方は外へ出すことはできますが、規制区間内へ入れることは危険防止のためゲート閉鎖をしているため、緊急車両以外の許可はできない旨、御理解をお願い申し上げます。

また、3点目の閉鎖基準、区間、対応の変更につきましては、ニサナイ富内間は平成21年に道道のかさ上げ工事が完了しまして、1級河川鶴川の増水による冠水の危険性は低下しておりますが、まだ落石の危険性は残っているところでございます。規制区間はパトロール等の結果から現地の事象に応じて変更することは可能とのことで、室蘭建設管理部の回答をいただいております。今後、室蘭建設管理部と規制区間の設定について協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 次に、4点目の御質問について私のほうからお答えいたします。

穂別、平丘地区につきましては、防災計画上、避難所が富内銀河会館及び富内小学校となっており、避難経路が道道131号のみとなることから、当該ゲートが閉鎖される前に避難することを前提に、早期情報伝達、早期避難に御理解と御協力をいただいているところでございます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、現在、北海道と異常気象時における交通規制について、現在設置しておりますゲートを平丘地区中央部に移動し、規制区間を狭める方向で協議を進めております。このことにより平丘地区はニサナイ方面から移動することが可能となり、ゲート閉鎖後の地域の孤立は解消されるものと受けとめております。

なお、万が一閉鎖後に地区に残った住民が避難するという状況が生じた場合は、閉鎖されている富内方面への避難を避け、ニサナイ方面へ避難するなど状況に応じ対応を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 最終的に今のお話からもありましたけれども、ゲートの位置を片方、ニサナイ側を富内地区のほうに、平丘の一番端ぐらいいまで道路のつながるところまでゲート

を移すという方向で話が進んでいると、進めていきたいということで捉えてよろしいですね。

それと、今回この質問は、実は議会報告会の中で地域住民の自治会長さんの中から出てきた話なんですね。この手の質問というか要望というのは、これまで昨年の災害、28年度の災害のときに、その後に自治会長会議や、あるいは地域に出向いてとかという防災についての聞き取りというのはこれまでなかったんですかね。

○議長（三倉英規君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 災害後、検証会というものを開きまして、その中では各自自治会のほうから御意見をいただいておりますけれども、具体的にこのような対応をしてくれというような部分につきましては、私どものほうではちょっと承知してございませんでした。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 昨年以外にも、これまでもこの問題、過去に相談はなかったのかという部分を含めて、ちょっとお伺いしておきたかったですけれども、それと先ほどの答弁の中で降雨量の基準はないんだよという話で、目視というかパトロールの中で危険性があるときにはゲートを閉めるというようなお話でしたけれども、ただ私もこれは一般的に地域の皆さんがお話ししていること、あるいはその後、ちょっといろいろなところでお話をさせていただいたら、120ミリという数字が出ていたんですね。それってそういうふうないつときはあったのかなと思うんですけれども、ちょっとそこら辺の数字、120ミリという話は自治会長会議でも出ていたんですけれども、ちょっと確認をもう一度させてください。過去にこの問題の提起はなかったかどうか。

○議長（三倉英規君） 建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほどのゲートの移動の協議のほうにつきましてお答えしたいかと思えます。

先ほどの答弁で、現地の事象に応じてという話でお答えしたところでございます。室蘭建設管理部と協議をしたところ、現在の危険性は、ちょっと通称名で申しわけないですが一柳カーブの落石、これが危険性があるという形での閉鎖を行っているという話をいただいております。そうしますと穂別側の鶴川の増水は危険性は低下しているので、今のニサナイ側のゲートはまだ平丘の中央部に移動できる、それが現地の事象に応じた規制区間の変更ができるという形で室蘭建設管理部等の回答をもらっていますので、今後、設置場所、ゲートを設置する場所は単にとめるんでなくて、車がUターンできるような場所というところがちよっ

と規制されますので、その具体的な場所も詰めながら協議を行いたいと思います。

また、ゲートの閉鎖に当たっての雨量等の話でございます。このゲート設置が平成15年に設置しております。この区間の設置におきまして異常気象時の通行規制をかけているんですが、このとき120ミリというお話はあるんですが、室蘭建設管理部の判断基準では鵜川の危険水位によってゲートを閉鎖するという基準の運用で進めてきているということで回答をもらっております。

その後、平成21年に特殊通行規制区間という形で、パトロールにより危険性を判断したときに閉鎖するという基準に基準が緩くなっている形でございます。その後、通行規制の実績がないという形で、平成27年にさらに基準が緩くなった形なんですが、今年の台風で現地パトロールした際には落石の危険性を予知したという形でのゲート閉鎖の通行規制を行っている形で実施してきております。

○議長（三倉英規君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） これまで、そのような要望があったかということかと思いません。具体的には、直接こちらのほうにそういったお話しは、ちょっと私どもとしては承知していませんけれども、ただ自治会長会議じゃなく自治会の内部の中でそういったお話しももしかしたら出されていたのかなとは思いますが、ただ地域の方のいろいろな一番直接かかわることですので、もしそのような御意見があれば、そういった意見も参考に今後いろいろと検討してまいりたいなというふうには考えてございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） ちょっと昔のことを急に聞いたんで、今、担当者ではわからない話かもしれませんが、過去からゲートの位置を変えてくれとか、雨量のことを120ミリと僕も認識していましたが、今回こうやって話をいろいろと聞いてみると、実はそれは当初だったのかうわさだったのかわかりませんが、そういう実状ではなかったということ。

それともう1点は、ゲートの位置が変わって変更になるような手続のような方向で話を進めているということ、この2点は広報なり通して、あるいは該当地域の皆さんにぜひお返ししてあげて、少しでも安心、これからまだ台風の季節もありますけれども、その先には何とか平丘地区の孤立ということは避けられると。昨年も豪雨のときに小河川が氾濫して土砂災害が発生しているところに、土のう積みに行けないというような事象があったり実はしてい

たんですね。町も押さえていると思いますけれども、そういうようなこともあったりしていますので、皆さん安心して暮らしていただけるために、その該当地域、2つの問題、今のゲートの位置がずれそうだという話と、もう一つは120ミリじゃなくてこういう形で目視でやっていますよということを広報の中で伝えていただきたいと思います。広報なりお知らせなり伝えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの議員からいただきました部分につきましては、地域の方々に情報端末または広報等を通じて、また今後防災訓練もございますので、その後の検証会等々いろんな場面通じてお知らせをしまいたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） それじゃ、2つ目、2点目に入ります。ハザードマップ上の避難場所の妥当性についてお伺いをいたします。

地域の方々より、現行の洪水ハザードマップに記載されている避難場所や避難所は実状に合わないという御意見をいただいております。拡張すると災害対策基本法では指定緊急避難場所と指定避難場所の2つがあり、現行のハザードマップには緊急避難場所は記載されていないことが実状と合わない指摘される部分ではないかなと思われまます。地域の実状に合わせた緊急避難場所の指定は今後どのように考えているかお伺いします。

2つ目であります、防災訓練などでは地域の実状に合わせ緊急避難場所に避難をし、後に指定避難場所に避難するなど現実性のある訓練が必要ではないかと思われまます、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 避難所につきましては、東日本大震災時の避難所に避難をしたことによりまして被災をしたということを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法が改正をされたところです。切迫した災害の危険から逃れるため、指定緊急避難所と、一定期間滞りし避難者の生活環境を確保するための指定避難所を災害種別ごとに指定をすることとなっております。

なお、指定緊急避難所と指定避難所とは、かねて指定することも可能となっております。現在の洪水ハザードマップは平成21年に作成されたものでございまして、想定規模は50分の

1、50年に一回の浸水想定区域と避難所を記載したものであり、指定緊急避難場所と指定避難所は区分をされないものとなっており、今年度、津波及び洪水等のハザードマップのデータ作成を行うこととしているところであります。

御承知のとおり、1級河川鵜川の浸水想定が昨年度想定最大規模1,000分の1が公表されたことによりまして、現在これらに対応すべく避難所の見直し作業を行っておりますが、想定最大規模にとられ過ぎますと、身近な場所は避難所に適さないということにもなりかねません。洪水に関しましては雨量や水位等の災害の規模と連動した形で避難所を変更していくことも視野に入れながら作業を進めているところであります。

基本的には、災害種別ごとに対応できる避難所として指定避難所とした場合は、指定緊急避難場所と兼ねるということになるというふうに考えております。議員の御指摘のように指定緊急避難場所と指定避難所に分かれるような地域にありましては、そういった想定をした訓練も必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 現実的な問題、これもやはり実は議会報告会の中で住民の方から、これも平丘地区の方だったんですけれども、やはり平丘は富内地区の銀河会館と小学校のいずれかに避難場所になっているようなんですけれども、現実的に洪水ですから雨が降ってきたときに事前に富内地区のあの崖の下を通るということは、それは目視で確かに人間が見て大丈夫だと思う範囲で通させるとは思うんですけれども、これは人間も神様じゃないので、やはり危険性は高い地域を歩いていかなければならないという現実は、これは確かだと思うんですよ。やはりそこを現実的にニサナイ方向に逃げる。あるいは平丘の会館もありますので、平丘の会館も、言われてもわしらは平丘の会館に逃げるぞというようなお話までされておりましたので、やはりそういうことを考えると、ちょっと現実離れした避難訓練というのはいかがなものかと思うんですが、この10月早々にも避難訓練があるかと思うんですけれども、その辺の考えについて、いま一度伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 私のほうからお答えしたいと思います。

ただいまの議員おっしゃられた部分につきましては、我々もそういったことは懸念しているところではございますけれども、現時点で防災計画上、まず平丘地区につきましては富内の方面に避難するというところにまずなっております。また富内のほうに自主防災組織をつ

くってございますけれども、富内、安住、平丘の各自治会、3自治会で自主防災組織をつくってございまして、それら自主防災組織の各物品ですとかそういったものが、実は富内の銀河会館のほうに備えつけをされてございます。

ただ、その状況によって確かに危険な方向に避難させるということはこれは考えていかなきゃならないというふうに思っておりますし、また万が一のこともございまして、それら自主防災組織の中で平丘の自治会館の中にも発電機、それから毛布、そういった一時的に避難できるような物品もそこに備えつけられているというふうに聞いてございます。場面によってはそういった対応も必要かなというふうに思っておりますが、ただ現時点ではまだ避難所がそういった設定になっているものですから、今回の防災訓練につきましては、まずは防災計画に基づいた訓練をさせていただきたいというふうに考えてございます。

ただ、そういった事象も今後想定した訓練も今後は検討していかなきゃならないのかなというふうには押さえてございますので、そういった形で御理解いただければなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 各自治会館にも、そういったものは多少大小はあると思うんですけども備えているということなので、自治会の皆さん知っている方は知っていらっしゃると思うんで、今後その一時避難所の指定するときに、ぜひ地元で長く住んでいらっしゃる方々の御意見も聞き取りながら、一時避難所というものを決めていただきたいと思いますというふうに思います。

3つ目に入ります。富内と振内間の道道の開通時期についてお伺いいたします。開通時期などは非公式では漏れ聞こえてきますが、公式な開通時期というのは、これいつごろになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 吉田地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（吉田直司君） 3番目の富内振内間道道開通時期についてお答えいたします。

平成28年8月の台風10号により、道道平取穂別線富内振内間において、3カ所にわたる路肩決壊、道路崩落が発生したため、通行どめに至る状況となりました。当該箇所は被災状況において、平成29年7月に災害復旧工事を発注し、現在施工を進めているところです。

当初の計画においては、9月下旬に仮設道による片側交互通行の交通開放予定でござい

たが、先日、道道を所管する室蘭建設管理部からの公式な回答によりますと、平成29年11月下旬には仮設道による片側交互通行での交通開放を予定、12月下旬に全面交通開放の予定であるとの説明を受けております。当初の予定から開通見込みがおくれておりますが、台風により被災した道路を安全な交通確保できるよう復旧を進められております。開通まで御理解、御協力のほうをお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 道道の問題であって、町は管理していない事象でもありますけれども、これ富内の地域住民にとっては生活道路というか命の道路にも、先ほどもありましたけれども、穂別側からの道路が閉鎖されると富内地区は完全孤立してしまう状況にあるわけですね。ここ1年ぐらいそういう状況にありました。やはり安心と安全を持ってもらうために、ぜひ今回出ましたこの9月、当初何かやはり9月中にとかという話も漏れ聞こえてきてはいたんですけども、正式に公表されたのが29年11月ですか。これ、片側通行ですけれども、これもやはり地域の人たちにとっての一つの安心の目安となるので、やはりこの部分も公式に出たということでもありますから、広報を通してお知らせしていただくということが必要ではないかと思うんですが、その辺の考え方を伺います。

○議長（三倉英規君） 為田地域経済課長。

○地域経済課長（為田雅弘君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、11月上旬ということで、今後地域の皆さん方に先ほど防災訓練もございますので、その機会を利用いたしまして周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 4点目に入ります。防災無線のデジタル化についてでありますけれども、さきにデジタル化した消防無線では、デジタル化によって電波の届かない地域が現実的にあるようではありますが、情報を共有して防災無線の設計で技術的に回避できるものなのかどうか、お伺いしたい。

2つ目には、技術的、金銭的に回避できない場合の対処方法はどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 防災無線のデジタル化についてお答えしたいと思います。

防災無線のデジタル化につきましては、今年度実施設計を行うこととなっております、先日契約を終えたところでございます。消防無線につきましては、同じ260メガヘルツ帯ありますが、20ワットが割り当てられております。市町村に割り当てられる部分では基本的には10ワットであるため、消防無線と比べると電波が飛ばないということになります。胆振東部消防組合は、むかわ町の行政区域をそれぞれの消防支署に基地局と、その他中継局が3局ありまして運用をしております。

行政区域全てをカバーしていないということは、こちらでも承知しております。現在、消防デジタル無線で採用したTDM方式というほかに、新たに4値FSK方式というものがありまして、カバーエリアがどちらが広いかですとか表面がどちらが優位であるかなど、長所、短所などを含め受託業者に現在比較検討を指示したところでもございます。可能な限り町民の住んでいる地域はカバーしたいと考えております。万が一カバーできない場合につきましては、現在のアナログ方式でも無線の中継を行って対処しておりますので、デジタル方式になってもそのような対処の仕方となると思っております。

また、山間部などで完全にカバーできていないエリアにつきましては、衛星電話を活用していきたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 技術的な話にもなってくるんでしょうけれども、ちょっと事前に消防にはどうしているのかという話をお話をお伺いしたんですけれども、消防に関しては中継の車を届かないところに一旦入れて、そこから人間を介して実はその情報伝達をしている。だからハンディかなんか持った人からその届かないエリアと車を1回中継して、それと中継の車と本部でやりとりをしているということでカバーしているんだというお話をいただいております。そういったことも、例えば消防でありますと職業というか長きにわたって訓練されておられますから、そういった指揮命令系統ができるのかなと思うんですけれども、せっかく防災無線を使っても新たにデジタル化しても、そういった手法も含めてこういうふうにして届かないところはこうするんだよというのは消防さんがいい例を示してくれたと思うので、そういう人事の配置の仕方とかも頭の中に入れて、次の担当者が替わっても次の人がわかるように図解しておくみたいな方法をぜひとっていただきたいなというふうに思いますが、その辺含めて考えどうですか。

○議長（三倉英規君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 議員おっしゃるとおり、人事配置ですとかそういったことで人が替わるとわからなくなるようなことはないように、今後そういったものもマニュアル化するなりにして対処していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） これまで4つ終わったんですけども、実は今回4点の問題、共通していた問題が実は後ろに隠れていまして、こういったちょっとかなり細かい話、地域事情の細かい話を今回聞かせていただきました。これは議会の議会報告会の中でそれぞれ自治会長さんから出た問い合わせというか、要望も含めてお話をさせていただいたわけですけども、このような地域事情の細かいことをこういうことを把握するために、地域事情を聞き取るという方法というのは、今現在どのように考えておられますか。

もちろん、私たち議員もこういったことを聞き取るということが使命でありますから、把握することにこれからも努力をしてみたいんですけども、何せ人数的には限界があります。やはり行政としてもこういったような要望を聞いていくという機会を持っていくべきだと思うんですが、今現状ではどのようになっていますか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 地域住民の皆さんの御要望、考え方をお伺いするという点につきましては、防災の件につきましては検証会等で自治会、町内会の方には防災マスターの方々にもお話を聞く機会を設けるようにしてございます。また年度初め等におきます町内会、自治会連合会あるいは自治会からの御要望の取りまとめなどということもしております。また10月に予定しております町長によりますタウンミーティング等におきましても、できるだけ住民の皆さんの声を反映できるような体制を考えているところでございます。まだまだそういう機会が足りない部分も含めまして、なお一層住民の皆さんの要望、改善事項の意見等を聞けるような機会を今後とも努力してつくってまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） これ、町長にお聞きしたかったんですけども、やはりこういったような問題の聞き取りというのは、例えば今課長がおっしゃったような方法でやってきた。でも、やはりなかなかそういったものを聞き取れないという部分は今後も出てくるし、我々

議員も努力していきたいというのはそもそもなんですけれども、行政面積広いということもあって、あと職員がやはり鶴川地区と穂別地区で行ったり来たりというその職員の異動があって、地域事情をなかなか把握できない中で、これからの若手職員は特に地域事情をよくわからないで、今、平丘とキウスの間のゲートがという話しても、きっと恐らくここ20代、30代の若手職員には通じない話になっていると思うんですよ。

だから、そういうことをこれからやっぱり危惧するんで、今すぐやれとは言わないんですけども、やっぱり地域担当制度みたいなことね。業務の範囲を超えてと言ったらおかしい。今、病院の事務やっているからそういうことは関係ないんじゃないかと、その地域担当制というようなものを導入して、ある程度長いスパンで若手職員を育てるという意味で地域の自治会の中に入っていくとか、そこの地域に若手の職員がいるところはいいけれども、一つの若手の育成ということで地域をよく知ってもらうということで、それぞれの鶴川地区にしても穂別地区にしても、やはり自治会の中に入っていくような体制というような仕組みというのは、今後考えられないでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見部分について参考にする面というのは、今後日常のかかわり方というんでしょうか、決まり切った中での防災、減災というのではなくて、日常ふだんの防災のかかわり、顔の見える、そして住民の方々、地域をどうして、どういうふうに対応していくのかといったことをさまざまな段階で対応していくように、今後に向けて調査、そしてその体制についても進めていければなと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 急に聞いた話ですから、すぐ答えは出ないと思いますけれども、ぜひやはりそういう問題がこれから出てくるだろうなど。やっぱり鶴川、穂別という非常に広い行政面積かかえていますんで、ぜひそういうことも検討しながら、若手の職員がこの町をよく知っていただけるということに努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

---

◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員、どうぞ。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） 通告いたしました3点について質問いたしますが、これまでも質問させていただいた項目もございますが、改めてその後の検討状況や事業の成果もこの際伺っておきたいと思っております。

まず1点目でございますが、公共施設のバリアフリー化についてお伺いいたします。

この質問をすると、公共施設管理計画に基づいて進めているということになると思うんですけども、今回質問に当たっては、どうしてもその地域の実情あるいは高齢化対応という形の中で早急に進めたほういいなというような思いで質問をさせていただきます。

それで、まず鷓川地区にある4つの集落センター、これを初め全町各地にたくさん集会場がありますけれども、バリアフリー化されておられません。この集落センター初め集会所は避難所あるいは投票所、それから葬祭会場として頻繁に使用されておりますので、入り口の階段を解消して、高齢者、障害者に配慮した設備を整えるべきというふうに思いますけれども、その点、まず考えを伺いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 公共施設のバリアフリー化につきましては、平成18年に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の施行により、特別特定建築物あるいは特定建築物は義務化または努力義務化されており、以降、建築あるいは改築された施設は法律の基準によりまして整備を行ってきているところでございます。また既存の施設につきましては、高齢者や障害のある方の利用に配慮した施設改修を基本に行うことが必要であるという基本的な考え方で進めてきたところでもございます。

しかしながら、現実的には御指摘のとおり未整備の施設が多数存在しているところでございます。住民の皆さんが多く利用する主だった集会施設、全町で52施設の状態を見ますと、玄関スロープ未整備施設が21施設で約4割、車椅子での利用可能なトイレ整備では29施設で、約5割の施設が未整備となっている現状でございます。特に御指摘の集落センター4施設は全施設未整備であり、生活館18施設では12施設が未整備となっております。各施設とも駐車場などの環境整備を優先して整備をしてきたところであります。運営委員会や地域からは現在のところ特段要望がなかったということもございまして、かかる改修についてはおくらせているところでございます。

今後におきましては、施設の構造または利用者動向、利用の頻度、地域の要望などを総合的に判断をしながら、多目的トイレなどのフル規格でのバリアフリー化というのは難しいも

のもございますけれども、玄関スロープや施設内の段差解消など、取り組めるところは順次対応してまいりたいというふうに考えてございますので、今後とも御理解をお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 未整備が4割から5割、まだあるということなんですけれども、いずれ少しずつ改善していくんだろーと思っておりますけれども、一方で高齢化というのは御承知のようにどんどんどんどん進んでいます。ずっと集会場やなんか見ますと、大体20から40センチの段差が現状であるんですけれども、階段が2つ、3つになってある。我々健常者にしたら、全然苦にはならないんですけれども、やっぱり高齢者とか障害者には結構その段差というのはきついですよね。

例えば一つの例で言えば、有明集会所の入り口の階段、御承知かと思うんですけれどもタイルも剥がれています。たまたま住民がいたんで聞くと、トイレもいまだにぼっとな方式だと。非常にこれ何とかならないんだろーかなって住民の方はこぼしていました。

利用頻度が非常に高いム・ペツ館ですけれども、これ、気がついていると思うんですけれども、スロープはきちっとあるんですけれども鳥のふんで常に汚れているんです。これは車椅子でそこをスロープ上っていくというのは、とてもじゃないけれども鳥のふんで汚れて汚くて難しい。これはいろんな地域の人、活用している人も常に言っているんですけれども、あと穂別のスポーツセンター確認したんですけれども、ここはちょっと建築した年度はわかんないんですけれどもスロープつけられています。スロープつけられているんですけれども、かなり急勾配です。これ、どう考えても自力で車椅子は上れません。これは後で確認してみたらいいと思うんですけれども、その辺を実態として把握されているんだろーと思うんですけれども、その辺はどのように捉えておりましたか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今ありました有明集会所とム・ペツ館の部分について、まずお答えさせていただきたいと思います。

有明集会所のタイルと、それとトイレの部分につきましては、基本的に生活館、集会所を順次改善していくように計画的な進め方をしているんですけれども、そのタイル剥がれ等につきましてはちょっと確認していなかった部分もありますので、早急な対応等を考えたいと思います。

ム・ペット館の鳥のふんの部分につきましては、かねてからまずは以前あった部分で今テグスを張っているような状況なんですけれども、それにつきましては、うちの担当職員のほうではしごをかけてこれまでつけてきた経過がございます。今回もちょっと確認はしているんですけれども、脚立では届かない部分等がありましたので、今、電気工事設備会社でそういう車両を持ったところをお願いをして、今改善を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） ただいま、穂別スポーツセンターのスロープが急だというお話をいただきました。確かに議員のおっしゃるとおりでございます。スロープは常設されてございますけれども、角度が急勾配なため、自力でといいますか、介助が必要なスロープとして私ども認識しているところでございます。実際にスロープのある施設でございまして、スロープが玄関まで行くんだけども下駄箱のところ段差があって、車椅子の方あるいはせっかくのスロープが中で使えないというような施設もあるものも、先ほど申し上げました調査の中からは承知しているところでございます。

副町長の答弁の中にもございました施設構造、古くてスロープをつけますと玄関が狭隘過ぎて、逆に健常者の方々が足を引っ掛けて入れなくなるというような構造のところもございます。こういったものも費用面がどうなのか、どのぐらいで段差解消ができるものなのか、これから予算期に向けまして政策等の内容を決めてまいります。本議会に先ほど御答弁申し上げましたこれらの改善方針の考え方というものを持ちまして、各施設の状況と今後の改善がどの程度できるのか等も十分検討いたしまして、優先度を決め取り組んでまいりたいというふうに考えますので、御理解いただければと存じます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 介助が必要であるならばスロープの意味がない。御承知のように、そういう障害者の方というのは手とり足とり介護をされるというのは余り好まない。やっぱり自力で何とか自分で目的地に行きたい、会場に入りたいというそういう思いというのはあるんです。やっぱりそういう介助を必要としないために、そういうスロープをやっぱりつけてあげることが基本だというふうに思うんです。

あと、ム・ペット館の話なんですけれども、建物の玄関の構造上から言って非常に難しいのかなというふうな思いあるんですけども、何度かテグスを何本か張って一時的にはよかったのかもしれないけれども、私も常にム・ペット館に行きますので、見ていると全くそれは効果

がなしというふうに見えるんです。だから、もうちょっとテグスをたくさん張るとかじゃなくて、根本的にム・ペツ館の独特の玄関の風景というか、ああいう形が損なわれない程度の改善というか、そういうのはやっぱり必要ではないかなというふうに思います。いろいろ優先順位というのはあると思うんですけども、集会所の場合というのは大体昭和40年から50年の初めごろ建築されているから、細かいこと、あちこち見て歩きました。細かいこと言えば切りありませんけれども、やっぱりこういう身近にある集会所が入りにくいとなると、やっぱり高齢者になると会議にも出たくないし、うちからも出たくないというそういうふうなことにつながっていくと私は思うんで、そこをぜひ総合管理計画に基づいて順次進めていくということもいいんです。もちろんそれは基本ですからいいんですけども、もう一回、各施設をチェックして、ここは利用頻度が高いからというところ、そういうところを勘案しながらやっぱり改善する必要があると思います。その辺をぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思っています。これは答弁は要りません。答弁はいいです。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回、私どもも細かく調査をいろいろいたしまして、言われたような課題等も見えてきたところでもございます。一気にというわけには当然いかないんでございますけれども、構造的な問題等も相当ありまして思うように改善できないところもございますけれども、最初の答弁で申し上げましたけれども、本当にできる範囲の中で少しでも使いやすい施設にしていけるように、再度もう少し詰めながら内部で調整をしていきたいと、積極的にやってというように考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 次に、2点目の質問に入ります。

先ほど、13番議員の質問と関連するんですけども、防災・減災対策についてお伺いいたします。

ことしの7月に、昨年大雨による甚大な被害を受けた南富良野町あるいは新得町を視察させていただきました。改めて日ごろの対策あるいは備えの重要性を痛感したところでございます。

そこで、避難場所のあり方についてでございます。東日本大震災を受けて津波対策の一環として汐見地区に設置した一時避難場所、ここには御承知のように避難施設も何もありません。

ん。整地をただけだということですが、避難するそのときの対応としては非常に不十分になるんじゃないかなというふうに思っています。トイレなどの設置を検討すべきだというふうに思いますけれども、その辺の考えを伺います。

また、避難所及び避難場所の見直しについて伺いますが、やっぱり避難所は先ほども話ありましたけれども、身近で速やかに避難できるそういう避難所への距離、そういうものを短縮する必要があるというふうに現実的には思います。避難所の数や対象地域を見直す必要があると思いますけれども、考え方を伺います。

また、自主防災組織設置において伺いますが、組織立ち上げにおける条件緩和を緩和して、各地域において設置できる体制を整えるべきではないかなというふうに思いますが、考えを伺います。

さらに、先ほども訓練の話ありましたけれども、これまでも何回か訓練を実施、各地でしておりますし、町主催でやってもいますけれども、想定をする場合、なかなか現実的ではないというふうに私は見えています。以前にもこの問題はもっと現実的な想定をして訓練をしたほうがいいんじゃないかなというふうにお話しさせていただきましたが、もうちょっと例えば道路が寸断されているこの部分のところは通れないとか、そういった想定した訓練、ハードルを上げた訓練にすべきと思いますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 防災・減災対策につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

現在、汐見地区に設置している一時避難場所は、津波が発生した場合に緊急的に避難することを想定した場所となっております。その後、指定避難所へ避難していただくことになり、滞在時間は非常に短い時間を想定しております。現在はトイレなどの設置は考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

避難所、避難場所の見直しにつきましては、13番議員の質問で副町長から答弁させていただいたとおり、現在見直しを行っているところでございます。一番に考慮しなくてはならない部分は、まず命を守るということに尽きますので、指定緊急避難場所や指定避難所について、まずその発生した災害に対して安全な場所かということを検証しております。また避難時間を確保できるかということも重要だと認識しております。それらのことを踏まえて見直し作業を行っておりますので、御理解いただければと存じます。

自主防災組織に関しましては、平成29年8月現在、21団体、鵜川地区で13自治会、町内会、

穂別地区で3自治会が組織している1団体と7自治会で組織されております。自治会数で23自治会、町内会で組織化がされておまして、率にしますと41.1%となります。世帯数の組織化にしますと約63%となっておまして、現在1自治会から相談を受けているところがございます。

組織化に必要なものは、自治会、町内会で組織し、自主防災組織規約が必要となりますが、書類を作成すればよいというものではなく、ことしの防災訓練で二宮自治会が行ったような要支援者を誰が避難させるかなど、顔が見える関係であるからこそできることなどをあらかじめ決めておくことが肝要となります。規約を作成することが負担であれば、私どものほうに御相談いただければ行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、訓練における想定ですが、鵜川地区につきましては海岸線ということもありまして、災害の事象が起き、一番時間的な猶予がない津波の対応を第一として、平成24年度から平成28年度まで行い、浸水が想定される自治会、町内会を一回りしたところでした。本年度は、先ほども触れましたが、鵜川地区で現在唯一土砂災害特別警戒区域となっております二宮地区で土砂災害を想定した避難訓練を行ったところでした。穂別地区に関しましては、地域的に土砂災害を一番懸念しなければならないこともありまして、平成25年度から継続して実施しております。現在までは町民に対し基本的な避難行動を知らしめるべく実施してまいりましたが、避難準備情報、高齢者避難開始や避難勧告などの発令に関しましては、一例ですが1級河川鵜川の洪水であれば1時間30分というリードタイムを確保した水位設定となっておりまして、災害が発生する前に町民の安全を確保するということが避難発令のタイミングとしておりますので、御理解いただければと存じます。

また、議員御質問のさまざまな想定した訓練につきましては、まずは対策本部の職員を対象としまして災害図上訓練などを行いまして、不測の事態に対処していきたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 汐見地区の一時避難場所について再質問いたしますけれども、ここは先ほども言ったように、整地をして地区の人がその整地したところへ階段で上っていく。そこで一時的に待機するというか避難しているということだというふうに理解していますけれども、例えば真冬の場合、これは夏でも四季問わないんですけれども、トイレなんていうのは、どこでしたらいいのかというね。その間はじっと我慢すればいいのかという話にもなる

んですけれども、高齢者の場合はそんなわけにはいかない。本来は最終的には宮戸小学校まで避難するんだろうと思いますけれども、かなり距離ありますよ、3キロ以上も。やっぱりここで住民から避難場所への距離をつなぐ一時避難場所の重要性というのは、やはりすごい距離がありますから大事になってきます。トイレもない、プレハブ住宅も何もない、ここでどのぐらい一時的に避難していればいいのかという話にもなりますけれども。やっぱり簡易トイレぐらいは設置していくべきじゃないかなというふうに思います。

この場所については以前も指摘いたしました。しばらくの間、除雪もしないで入り口の鍵もかけて、ずっとそのままいた実態もあったんです。今はどのように管理しているのかなというふうなところもありますけれども、そんなに草は生えていないようですから大丈夫だと思うんですけれども、やっぱりつくった以上はきちっとした維持管理、そしてその場所の機能が活かされるようなやっぱり仕組みつくっていかないと、トイレも何もないというところに、じっとしばらくどのぐらいの間なのかわかんないけれども一時的に避難しているというのは、これ住民に寄り添ったものじゃないんでないかなと思うんです。そこを改めて伺いますけれども。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 汐見の一時避難所でございますが、先ほど答弁させていただきました短時間での想定をしておりますというお話をしているかと思えます。汐見の一時避難所、避難場所につきましては一因的には津波でございまして、先ほど申し上げました避難までのリードタイムといいますか、避難勧告を出してから安全なところに行くまでの時間帯でいきますと、やはり津波ですと30分以内に到達する可能性があるというふうになりますと、一時的に命を守るために高台に避難しなければいけない。その高台をあの汐見の地域避難所として置いたわけでございます。

実際に、避難所は宮戸小学校でございますので、車をお持ちの方は30分以内に宮戸小学校のほうに直接行けるというようなことも想定できます。ただ車がない、あるいは何かの理由でそこに行けないというふうになれば、高台に一旦避難をしていただきまして、そこから津波といたしましても2波、3波というふうにどんどん被害がある可能性があります。そうしますと時間が長くなりますので、実質的には一時避難場所から宮戸小学校であります避難所のほうに移っていただく必要があろうかと存じます。したがって、その間一旦避難された方々、足の確保等も含めまして、災害対策本部のほうでそういったところへ移送の車両を回すというような対応で、その場を極力早いうちに離れていただくというふうに考えていると

ころでございまして、そういう観点からトイレ等の管理はしていないというところでございます。

また、現在の避難所の管理でございすけれども、あそこは車で入れるように若干北側のほうから車が入れるような状態にしてございます。チェーンはかけてございますが施錠はしておりません。誰でも外せば車で入れるようになってございます。

また、西側のほうの階段につきましては、歩行者がそのまま上っていけるような単管といえますか、パイプでつくった簡易な手すりでございますが、手すりもつけまして用意をしているところでございます。

除草関係につきましては、提案といたしまして、砂利敷きの上、除草は欠かさず行っております。

除雪に関しても、ひどいときには抜けているところも実際あるのかもしれませんが、基本的には除雪を行うというふうな考え方で対処しておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 避難所の見直し、そのことについて再質問いたしますけれども、台風時期になるとテレビでほとんど被害状況のニュースばかりで、その中で必ずといっていいほど道路が寸断されています。スムーズに避難場所まで移動できるというのは余り例としてはないみたいです。つまり孤立するというそういうニュースばかりであります。それでやっぱり避難所まで3キロも4キロも離れているというのは、ちょっと問題ではないかなというふうに思います。

汐見地区の場合も、最終的には宮戸小学校に避難するんですけれども、例えば汐見地区の奥まった方、居住されている方が宮戸小学校までといたら4.6キロもあります。先ほども言ったように、この避難場所が一つの緊急的な避難場所になるんですけれども、やっぱり距離があるというのはその辺は非常に問題が発生するんじゃないかなという気がします。

それで、避難所あるいは避難対象エリア、地域エリアということを考えてみますと、例えばこっちでいえば元仁和小学校、それと仁和会館も避難所でありますね。これ、避難所のやつ見ますと、避難場所を見ますと。この仁和会館と仁和小学校はたった200メートルしか離れていないだけでも避難所になっています。これ特に当時設定するとき、それなりの意味があったと思うんですけれども、一方では避難所まで4キロも5キロもあるという、そ

ういう設定というか避難所の設定の仕方、これ全体的にやっぱり見直す必要、いま一度あるんじゃないかな。

宮戸小学校も汐見、仁和と曙と、これ全部宮戸小学校に集約する、避難させるということなんだけれども、例えば汐見の場合は汐見生活館でもいいだろうし、曙の場合は曙集落センターでも第一集落センターでもいいんじゃないかなというふうに思うんです。避難所をたくさんつくればいいという話でもないけれども、もうちょっと速やかに避難できるようなそういう仕組み、そういう避難所のセッティングがやっぱり必要になってくる。いま一度私は見直していくべきだなというふうに思います。

それと、自主防災組織の話なんですけれども、これは組織を立ち上げるために、実はうちの汐見の自治会も立ち上げたいということで、今進めようとしているんですけれども、こういう書類が7ページ必要なんですよね。これ、たまたま、さきに実施している地区の方の資料をお借りしたら7ページにも及ぶんです。これ非常に大変な作業だになって、ついつい先送りしてしまうようなそういう設置に関しての難しさがあって、先ほど組織の設置率はお話ししていましたけれども、やっぱりここをもうちょっと見直していくべきだと思うし、私は最低でも各地域に毛布だとかストーブあるいは非常食、そういったものを最低限度のものはこの自主防災組織に設置していなくても、やっぱり備えていく必要はあるんじゃないかなという気はしますけれども、その辺を再度考えを伺います。

それと、防災訓練に関していえば、昨年の12月の定例会の一般質問でもこのことは質問したんですけれども、その際に町内会の単位を最大限に生かして、組織の中に防災担当部長の配置、そういったものを自治会、町内会に提案していくというふうに答弁されました。その辺の地域の提案状況と各自治会町内会でのそれを受けての取り組みというのはどのようになっているのか、再度伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 最初の避難所が遠いとか緊急に避難ができないというような、ちょっと御指摘がございましたけれども、確かに今の避難所は公共施設といいますか、学校を中心に当時策定をしているところでございます。学校ですと体育館等大きい収容能力がございましたので、まずそういうところを避難所として指定をしているところから始まっていると思うんですが、御指摘のように、逃げる途中にいろいろな事故に遭うとかそういったこともいろんなところであるところでございます。最初の答弁のほうでも述べておりますけれども、今そういった災害の事象ごとに避難所を設定をしていくというようなことも考えてご

ざいまして、過去の形にとられるのではなくて、また新たな発想で避難所を想定をしていきたいというふうに思っていますし、まず一旦、小さな避難所に逃げて、その後に大きい避難所に集約をしていくとか、そういったいろいろな形も考えられるんでないかなというふうに思っています。まして、今、1,000分の1というような事象といえますか、水害も想定をされているわけですので、そういったことも考えながら、今後のハザードマップ等の中で生かしていきたいというふうに考えてございます。

ただ、各施設のやっぱり収容人数っていうのもございますんで、なかなか広範囲に集めるというのは難しいかと思えますけれども、そういったことも考慮しながら、もう少し柔軟な対応というものを考えていきたいというふうに思っています。

あと、防災組織の関係についてはいいですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 自主防災組織の組織化の申請等につきましては、確かに申請するときその組織の体系あるいはどのようなことをされたいというふうに考えているのかというものを出示していただく必要があります。今御質問のときにありました7ページに及ぶというところが、ちょっとどの内容かは存じませんが、内容によっては相当数のページになるものもございます。ただ実際にはその自主防災組織を立ち上げたときに、その団体あるいは自治会、町内会長さんたちが自分たちの自主防災をどういうふうに考えて、どういうふうにしたいのかというような気持ちを私どもにお知らせいただきまして、それに対してどういう支援ができるのかということを考えているところでございます。

したがって、実際に紙に起こす等の内容につきましては、私どもの担当もお手伝いできる部分、多々ございます。ただ実際にどういうふうなお考えで自主防災組織を運営したいのかという部分につきましては、私どもから押しつけるものではなく自主的にお考えいただいて、それを形にして表面化させていくというような手続でございますので、その部分のお考え等をお知らせいただきまして、私どもスタッフのほうでお手伝いをして支援させていただくというような内容で進めたいというふうに考えております。

今までの自主防災組織をつくるときにおきましても、役員の方が足しげくこちらのほうにお越しいただきまして、あるいは電話をいただきまして、そういう内容につきまして御相談をさせていただいて、こういうふうなのはどうでしょうというようなアドバイスもさせていただいた経過もございます。今後もそういう部分につきましてはお手伝いさせていただきたいというふうに考えますので、御了解をいただければというふうに思うところでございます。

次に、町内会等の役員の方々から防災訓練の関係でこういう問題をというお話でございましたけれども、それらの町内会の方から聞いた集約したものは、まだございません。実際には防災訓練あるいは災害についてはこんなことがあるよというような御意見をいただいたものにつきましては、災害訓練あるいは防災計画あるいはハザードマップ、これからつくりますけれども再度つくりますが、そういったものに意見を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

例外的な事象、計画的にいかないというような場合の訓練を考えるのは大変重要なことかと思えます。まず先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、図上訓練、災害図上訓練、これは静岡を中心に始まったようでございますが、DIGと呼ばれております。実際にその場に道路がなくなった、あるいは川があふれた、想定しない建物が倒れていたというような内容を誰も知らないうちにその計画の中に織り込んで、さあ、どうしますというような実質的な訓練を図上で行っていくというようなことがございます。昨年、総合支所の地域振興課のほうで試行的に行って内容も確認してございます。今後は災害対策本部のほうでもこういったものを取り入れ、または将来的には広く防災マスターの方々も随分いらっしゃいますので、そういった方々にも広めていければというふうに考えていますので、御理解をいただければというふうに存じます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 先ほど、各地区に毛布あるいは簡易ストーブね、あるいは非常食、そういうものを最低限度備蓄配置したほういいんじゃないかなというお話もしたけれども、その辺の考え方、改めて伺っておきます。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 自主防災組織の中には、そういった最低限の毛布あるいは備蓄品を置きたいという組織もございます。ただ防災対策のほうといたしましては、現在各避難所、今これからもまた見直すところでございますけれども、避難所のほうに自主避難を含めまして避難勧告、避難等が出ない前に自主避難される方々にもすぐにも対応できるような備蓄品、飲料水ですとか簡単な食べ物あるいは毛布といったようなものを避難所のほうに確保するというような対応で対応しております。

実際には、町内会での避難の中で、どういうふうなそれらの毛布その他を逃げ場といえますか、避難所で確保されるのかということが必要に応じましては用意もしますが、すべから

くの自主防災組織に配付するというような考えは現在ございません。あくまでも各避難所に最低限のものを用意し、避難された方々にはできるだけ早く本部のほうから追加の物資を配達できるような体制を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 自主防災組織を設置するという事は、地域をどう守るか、それは地域である我々がやっぱり自覚と責任を持つという意味で、別に行政のほうから云々という話ではなくて、その辺は自主的な取り組みということが大前提だということは御承知なんですけれども、なかなか実態としてそうした書類を作成するという高度なやっぱり技術も要るようです。地域によって、やっぱり高齢者ばかりで自治会の役員のなり手もないというようなそういうところもあるんで、やっぱりそういうところは行政のほうから手を差し伸べて、最低限度のものを備えていけるような、そういうやっぱり配慮をした取り組みが必要でないかなというふうに思うんです。

次に、時間ですから移ります。政策実行計画におけるまちづくり耕上促進事業について伺います。

これも、28年度の決算がもう示されておりますので、内容を十分吟味すればわかるんですけども、とりあえず両地区共同事業あるいは町民提案型協働事業、夢づくり支援事業の成果と課題について改めて伺います。また身近な役場づくりと職員の育成に関して、役場内の雰囲気づくりや職員表彰制度の検討状況を伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 政策実行計画のまちづくり計画、まちづくりの耕上促進事業について私のほうからお答えをしたいと思います。

まちづくりの耕上促進事業につきましては、私が4年の任期中に取り組む5つのまちづくりの柱をまとめた政策実行計画のうち未来へ、そしてともに町を愛し一緒に考え未来をつくるまちづくりを進める施策の一つであります。そして両地区共同事業の実施、加えて町民提案型協働事業、芽出し事業の創設、さらに夢づくり支援事業の創設の3つの項目から組み立てたものでございます。

平成27年度から事業化をし、初年度は芽出し事業3件、夢づくり支援事業1件、初年度は計4事業を支援しております。翌28年度におきましては両地区共同事業が1件、芽出し事業2件の3事業。本年度におきましては、両地区共同事業が2件、芽出し事業1件の計3事業

への支援が決まっているところでもございます。現時点では両地区共同事業が計3件、提案型芽出し事業が6件、夢づくり支援事業1件の10件のまちづくり耕上促進事業の実績となっております。これはまちづくり耕上促進事業でございます。

事業数的には毎年3件から4件と多くはございませんが、中身には高齢者の方々の活動の機会の増進だとか、あるいは防災食の実演、恐竜看板の自作の設置、さらに若い担い手の方々による地域間の交流、そして本年度は民間組織であります恐竜ワールドセンターの皆さんによる恐竜アカデミア2017の事業など、それぞれ町の気運、そしてタイムリーな事象にみずから企画した事業の提案で、事業の目的でございます、むかわの持っている底力というのを発揮した協働のまちづくりであると評価しているところでもございます。

課題といたしましては、やはり支援事業件数の伸び悩みでございまして、支援対象経費あるいは補助率に関しましては一定程度高水準な事業でございますので、対象事業を増加していきたいと考えているところでございます。

制度の周知でございますが、現在はホームページに事業募集を行っているほか、町の広報、折り込みチラシ、自治会、町内会連合会総会などの会議で事業周知を図っているところでございます。しかし、まだまだ町民の皆さんに十分浸透していないのではないかなと思っております。今後につきましては、これまでの支援事業などの事例というのをホームページあるいは各団体等々の総会時のときに、あらゆる場面を通じながら紹介しながら、さらに事業の周知に徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、職場内の雰囲気づくりや職員表彰制度の検討状況についてお答えさせていただきます。

身近な役場づくりのためには、気軽に訪れることができる開かれた環境と、地域住民のみならず役場職員においてもより近いと感じる距離感が必要と考えております。

そのための雰囲気づくりとしまして、執務スペースにおけますBGMを本庁、総合支所の両方で導入しておりますが、本庁におきましては放送機器の不具合等もございまして一定期間中断をしております。これにつきましては回復次第、再開をいたします。また教育委員会で指導しております挨拶運動の励行につきましては、職員に周知をし継続して取り組んでおるところでございます。

職員表彰制度につきましては、制度の拡充とその運用における新たな仕組みづくりが課題となっておりますが、いまだ適切な運用方法は見出せない状況でございます。表彰制度運

用方法は研究を続ける一方、身近な業務におけますアイデアや業務提案を受けられるような体制づくりが必要と考えております。庁内のマネジメント会議として開催しております政策企画会議において全体調整を行い、人材育成基本方針に基づく職員研修や目標管理による取り組みを進めることによりまして、職場環境の改善や職員のモチベーションアップにつなげてまいりたいと考えておりますことから、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 決算審査の中で、このまちづくり耕上促進事業については細かく御指摘させていただきますけれども、今、町長も答弁にありましたように、制度の周知というのは一つの課題じゃないかなと。非常にいい3つの事業なんですから、特に合併して11年、両地区の共同事業というのは非常につながりを持つ事業としていい事業だなというふうに捉えていますので、もう少し町民にやっぱり周知徹底して事業を活用してもらえそうな、そういう仕組みをつくっていただきたい。これ、町長の目玉政策ですから、そのところは、ひとつお願いしたい。

役場の雰囲気づくりについては、BGM中断しているという捉え方で、後ほどまだこれ直り次第やるということなんですね。やめた理由は何かあるのかなと思っていたんですけども、わかりました。

町の職員の表彰制度の関係なんですけれども、これも2014年9月の定例会で質問したときに、町の表彰規則の運用拡充を進めながら検討するというふうに答弁しました。その後、進展したのかなというふうに受けとめていたんですけども、そうでもないようだということで、今、職員も減らされて皆さん同じ共通した気持ちだと思う。社会ニーズはふえて仕事の量がふえているのに職員も減らされてきたという経過があるんで、やっぱりもうちょっと職員の方が仕事にやりがいを持つような、そういう制度もあっていいのかなというふうに思いますので、改めての表彰規定というか表彰制度というものを前向きに検討していただきたいというふうに思います。これ答弁要りません。

時間ですから、最後に政策実行計画、竹中町政4年間でたくさんあるんですけども、順調に来たというふうには捉えていますけれども、今この地域資源という意味では、まさに恐竜化石を生かしたまちづくり、これ今始まったばかりじゃないかなというふうに私は捉えています。したがって、これからかなり長いスパンでこの恐竜を生かしたまちづくりで、このむかわ町をやっぱり盛り上げていくというところだと、スタートに入ったというところだと

思うんで、改めて竹中町長の今後に向けての思いというものを伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 三上議員の質問要旨のほうからまず入らせていただきたいと思います。

ここには三上議員、まちづくり耕上促進事業というのを1項目出させていただいております。御存じのとおり、3つの項目から成るまちづくりの耕上促進事業とあわせて地域資源というのを活用した中で起業する、一つの企業を起こすというふうな形の取り組みを支援する。もう一方で起業力の耕上促進事業というのがございます。その2つをあわせて地元力耕上促進事業、この間、取り組んで来ているところでもございます。

それぞれの事業の実績等につきましては、決算審査の中で十分と御議論をいただければなと思います。これまでの効果、そういったところも私自身もしっかりと検証を図って、その制度の充実、残された期間、さらに周知も含めて徹底して行ければなと思います。

せっかくの機会でございます。改めて地元力の耕上というのは耕すという字を使わせていただいているところでもございます。どなたの言葉かわかりませんが、「自治とは耕せど耕せど耕し続けるもの」と、こういったところも意識しながら、この耕上の字を使わせていただいたところでもございます。本制度の活用そのものは、地域資源の掘り起しと町民皆さんの協働と連携づくりの促進にさらに役立つことを願うものでございます。

あわせて、恐竜化石を生かしたまちづくりでございます。これはもう議員の皆さんも御承知のとおり、国内最大の恐竜全身骨格の発見として、まさに今、全国に注目されてきているかと思います。この価値というのをさらに部分ではなくて、より町民の皆さんを初めとしたより多くの方でしっかりとその価値を改めて共有しながら、むかわの宝であり北海道の宝であり、そして世界の宝として、これをどう、私、ずっと使わせていただいています。磨いてその価値を生かして、そして今ある資源と結んでいくかということ 키워ワードにしながら、むかわならではの恐竜ワールドの物語として、あくまでも町全体をステージにしながらこの事業展開を図り、さらに地域の活力を高めていきたいと考えているところでもございます。

戻しまして、このワールドの構想を進めるには、あくまでも地元の方々も含めながら、さらに広い参加の中での推進というのが当然求められてくるかと思います。こういったところから、今の恐竜を生かしての交流の拡大というんでしょうか、この交流も関係人口づくりということ意識しながら、さらに一歩進めて清流と交流と健康のまちということでリュウリュウのまちづくり、進めていきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[ 5 番 三上純一議員 登壇 ]

○ 5 番 (三上純一君) 質問を終わります。

○ 議長 (三倉英規君) 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○ 議長 (三倉英規君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 佐 藤 守 議員

○ 議長 (三倉英規君) 次に、2番、佐藤 守議員。

[ 2 番 佐藤 守議員 登壇 ]

○ 2 番 (佐藤 守君) それでは、2番議員から一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、農業振興対策についてお伺いをしたいと思います。

昭和46年から国による減反政策が始まり47年になると思いますけれども、2018年、来年平成30年から廃止され、北海道再生委員会が米生産の対応について、道やJA道中央会などでつくられる水田部会が12月ころに生産の目安を設定するとされています。今後のむかわ農業に大きくかかわる問題ですので、とはいっても農業振興対策、非常に幅が広いものですから、次の3点についてお伺いをしたいと思います。

1点目に、むかわ農業・農村振興計画は29年で終了し、30年から新計画の策定になると思いますけれども、主な対策と考え方、また全体像はいつごろお示しされるのか伺いたしたいと思います。

次に、減反政策の廃止で鶴川農協に与える影響をどのように捉えているのかお伺いをします。

3つ目に、平成22年からのハウス増棟特別対策事業の継続と更新ハウスにも補助の拡大ができないかお伺いをいたします。

○ 議長 (三倉英規君) 竹中町長。

○ 町長 (竹中喜之君) 本町の農業振興対策にかかわる質問についてお答えをいたしたいと思

います。

まず、1点目の平成30年度からのむかわ町農業・農村振興計画の主な対策と考え方、また全体像についてでございますが、まず現在の計画は平成20年度から平成29年度までの計画としております。前期計画が平成20から24年度、後期計画が平成25年度から29年度に分けて計画の検証を行いながら実行に努めてきているところでもございます。新計画につきましては現計画が平成30年4月をもって終了することから、平成30年4月から10年計画と位置づけ策定しようとするところでございます。

現在、新計画策定に向けて準備を行っております。なおこの計画につきましては、むかわ町農業振興対策協議会において策定するものであります。この間、平成28年度から準備を始め協議を行ってきており、平成28年の12月に実施しました農家アンケート、これをもとに現状把握と将来の構想や課題等の整理を行ってまいりました。さらに関係機関との連絡会議というのを重ねながら、むかわ町農業振興対策協議会で生産者の方々の現場の声を新計画に反映させるよう振興方針を固めるものでございます。

今後の作業としましては、両地区の農協の長期計画、そして町としての方向性を示しながら年内に素案を作成し、平成30年1月末開催予定のむかわ町農業振興対策協議会に素案を提示し意見をいただくこととしているところでございます。さらに2月には、むかわ町まちづくり基本条例に基づくパブリックコメントを実施して、営農懇談会等を通じ生産者への説明を行い意見をいただくこととしております。

最終的には、補強意見と修正を加えながら、3月のむかわ町農業振興対策協議会におきまして計画決定をするものでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の減反政策の廃止にかかわる質問についてでございます。

御指摘の質問は、経営所得安定対策の中の米の直接支払交付金を示すものと思われませんが、この概要につきましては諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、26年産米から単価を10アール当たり7,500円に減額した上で、平成29年産までの時限措置として実施されており、米の直接支配交付金は平成30年産から廃止となるものでございます。

この廃止により、本町農業に与える影響というのをことしの作付状況から試算した結果、交付金対象面積は1,189.45ヘクタール、内訳でございますが鶴川地区が616.28ヘクタール、穂別地区が573.17ヘクタールであり、交付金で合計8,920万8,750円、内訳は鶴川地区が4,622万1,000円、穂別地区が4,298万7,750円でございます。米の生産数量目標の配分が廃止

となる平成30年産以降におきましては、各都道府県の裁量により方針が決まりますが、北海道におきましては多様なニーズに的確に答えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていく必要があります。生産者、農業関係機関、団体、集荷業者、行政等、米関係者が一体となったオール北海道体制で生産の目安を設定することとなりました。

しかしながら、現段階では米の生産におきまして全国的な調整や統一した取り組みについては周知されていないことから、今後の動向をしっかりと注視していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目を増棟特別対策事業の継続と更新ハウスの御質問についてお答えをいたします。

ハウス増棟特別対策事業につきましては、過去において鶴川地区で助成事業で正式にはむかわ町鶴川地域農業活性化推進基金事業のメニューとして実施され、現在は新規後継農業者支援対策で行っている事業でございます。増棟特別対策事業につきましては、平成22年度、23年度、25年度で取り組み、延べ154頭を導入し、さらに平成22年度からは新規就農者対策としてこれまで39頭の導入があり、平成23年度からは後継者対策としてこれまでに63頭の導入に対し助成してまいりました。過去の増棟特別対策事業につきましては、その成果が顕著にあらわれていることから、現在は新規後継農業者の支援に特化した支援事業としているところでございます。

また、活性化基金事業につきましては、町補助金と農協の拠出金とで成り立っている事業でありますので、農協とも十分な協議を重ね、鶴川地域農業活性化推進基金諮問委員会でも同様に、農業所得の確保及び安定に向けて協議を進めていきたいと思っております。

なお、更新ハウスの補助の拡大についての考え方でございますが、基本的には国の補助メニューである制度を活用することが望ましいと考えております。ハウスへの補助につきましては、増棟増収対策に支点を置きながら農業振興の施策として助成を展開しているというのが基本的な考えであります。このため生産者の皆さんがこれまで努力されて収益向上を図ってこられた中で、基盤づくりもしっかり行ってこられたと思いますので、更新に対する助成につきましては現在のところ対象としておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 30年からの計画については、今策定中の中の議論ということで、アン

ケート調査も実施をしているということなのですが、29年までの振興計画、ここで課題というのももう既に把握しているのかなと思いますけれども、その課題について30年からの計画にしっかりと生かしていただきたいし、今まで4つの柱をポイントとして政策を進めてきておりますけれども、その把握している課題について主な点についてお示しをいただければ御答弁をお願いしたいと思いますし、今後の農業・農村振興計画に対しまして、意欲のある農業者が農産物の生産に邁進できる産地としての安定した供給に関する事業、例えば共同作業や生産対策、機械化事業等、こういったものを後押しいただけるような政策を望みたいと思いますけれども、いま一度、計画策定に当たっての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 支援計画の考え方についてお答えしたいと思います。

この間、農業振興対策協議会ではさまざまな議論を行い、さらにはアンケートを行いながら実態の把握に努めてきたところでございます。その中で課題と言いながらも、これからの望む計画等々を議論してきたわけですが、その中で大きな柱として今4点を上げてございます。

その1つには、大きく分けて人というテーマをもとに新規就農の対策であったり経営体質の強化、女性農業者の活躍ができる環境づくり、こういった労働力不足をテーマとした柱が一つございます。

それからもう1点が、農地に関する問題であります。これは生産基盤の推進であったり防災・減災対策あるいは農地の利用集積、そういった大きく分けて農地の課題というのも上げられております。

3点目には、所得の向上、生産者の経営の安定といったような中身になっておりまして、高収益作物等の整備あるいは今マスコミ等で触れられておりますけれども、ICT技術の活用、これは労働力の省力化に対する問題でもございます。

4点目には、地域の活性ということで地域の特色を生かした農村づくり、農業・農村の役割、そしてその機能のコンセンサス、そして今までもこれからもそうでありますが、安心・安全な水産物の確保といったようなテーマをもとに、今課題とされておりまして、これらを柱とした今計画づくりというものを行っております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 新計画についても、20年から29年まで、これずっと4つの柱、人・農

地・所得向上、経営、地域活性、これらを柱として29年まで実施してきたわけですが、その中身については30年以降も変わらないと、そういう考えでお聞きしたんですけれども、今までと変わらない柱の中でいくとすれば、29年度までに出てきた課題というのを今1点かそこら上がったような気するのですけれども、何点か大きな課題というのは見えてきたんでないかなと思いますけれども、それをお示しいただくということは、ちょっと今の段階では無理なんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 今、農業振興計画の関係についてお尋ねでございます。29年度までの計画の中で課題とされている部分というところのお話でございますけれども、離農がやはり出てきているというところでは、そういった課題、それから農業者の高齢化というような問題、そしてまた農地の問題というようなことが大きなところだというふうに考えてございます。まだ離農される、高齢化を迎えるというところでは、労働力という部分にも大きな問題があるんだろうというような分析もしてございます。

そして、また後継者対策の中でもパートナー対策といいますか、そういった問題も近年クローズアップをされてきているというようなところで、そういうこれまでの計画の検証を今進めているところでございまして、一つ一つ、その課題をどういう評価になるかというところもABCという形で評価をしながら、これからまた継続しなければならない課題について洗い出しをしながら、新規施策に結びつけていくという基本的な考え方で今進めているところでございますので、課題として何点か上げましたけれども、これからまだ議論する中ではいろいろな課題も出てくるというふうに思っておりますし、また時間もまだございますので、そういった課題も農協さんともよく話をしながら新計画に盛り込んでいきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

○2番（佐藤 守君） 今、課長のほうから何点か課題についてお示しをいただきました。その中で特に気になるのは、やはり高齢化の問題だと思うんですね。それで今後の農業就農人口の高齢化に伴う課題についても振興協議会でしっかり議論をして、むかわ農業を守るというその方向性をしっかりとお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどこの減反政策の廃止の関係で町長のほうからいろいろと御答弁をいただいたんですけれども、減反政策の廃止で今まで北海道と東北六県というのは減反率が約100%

近い、そういう状況で推移していると思うんですけども、先ほど町長から答弁あったとおり1万5,000円から7,500円、米の直接支払交付金、これが鶴川地区が4,600万の穂別地区が4,200万になると。こういった大きな地域での減収につながっているわけですけども、ただ、今、水田部会が目標を12月までに定めるとしてはいますけれども、今までのそういったいろんな状況を考えると、全国的な生産目標の調整というのは非常に難しく、過剰作付で米価が下がるというこういった状況というのは十二分に想定されるんですね。それと今回経営所得安定対策事業、いわゆる畑作物の直接支払交付金、げた対策、米、畑作物の収入減少交付金、ならし対策、水田活用直接支払交付金、これらの鶴川地区だけでも11億交付されているんですけども、今このならし対策が減反政策を国から離れるということで、今まではこの交付金というのは減反に協力した農家に支払われていたんですけども、今後については減反に協力しないそういった農家も含めて、全戸にそれを交付するというようなことで、今農林部会で非常にもめている案件なんですね。これが大体むかわでもかなりな金額になりますし、こういったことが本当に実施をされるということになりますと、大変な状況になるものですから、今後むかわ町飼料米が2億という販売額がありますので、農家の収入と水田を守る、こういった状況を考えると、いろんな選択肢がありますので、JAの事務方としっかりと綿密な協議というのが必要になってくると思いますけれども、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 米の直接支払交付金につきましてはなくなるということですが、現在の経営所得安定対策事業の中には4つの大きな事業が組み込まれております。今、議員のほうから指摘ありました畑作物の直接支払交付金、2点目の米、畑作物の収入減少影響緩和交付金、3点目の水田活用の直接支払交付金、そして4点目の米の直接支払交付金ですが、この現時点では米の直接支払交付金、これがなくなるということでありまして、今、農水省としては当面は米の直接支払だけが廃止で、残りのものは継続をしていくという考えでありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） この辺については、まだ策定中ということですから、これも私が今話した内容については新聞で報道された一部の話をしたということで、この辺の情報をしっかりとJAの事務方と綿密な協議というのは、ぜひ知っていただきたいというふうに考えてお

ります。

それで、先ほど町長のほうからハウスの増棟関係で御答弁をいただいたんですけども、減反政策が始まった以降、出面取りではなくて家族と農業で生計を立てたいと、昭和60年前後から国や道の補助事業でハウスの導入が始まったと記憶しているんですけども、途中、自己資金で増棟した方もいますけれども、22年から増棟事業が始まり、28年で町長のほうもお話しいただきましたけれども、合計で256棟と聞いております。鶴川地域農業再生協議会の集計では、鶴川地区29年で1,831棟で21億円の販売額になっております。47年から導入された和牛も含め、むかわ農業は土地利用型と複合経営で安定した農業経営ですし、むかわ町の農業政策は私は間違っていないかと思っている一人でございます。ですけれども前段の状況を考えると増棟事業も新規就農、担い手事業で必要ですけども、私は更新についても考える時期に来ているのではないかなと思ひまして質問しておりますので、いま一度御答弁をお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） お聞きをしますと、平成25年ですか、第3回の町議会定例会でも議員一般質問で同様の質問がされているかと思ひます。改めてでございますが、その時点でもやりとりがあったかと思ひます。増棟から増収につなげていくと。そして更新に充てる視点というのが基本線とされていたかと思ひます。特別対策としての増棟は、今後におきましても農協さんとしっかりと協議を図りながら支援策として出てくるものと考えているところでもございます。

また、あわせて今後の施設栽培の振興策につきましては、農業振興計画の策定に向けた協議会での生産者の皆さんの現場の声というのを新計画に反映させていきたいと考えているところでもございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 町長今御答弁いただいたとおり、私は過去にもこういった質問しているんですけども、そのときの答弁ではハウスの支援事業で個々の農家に体力がついたので、利子補給をしている農業振興特別資金、こういったものを活用してほしいというそういう答弁だったんですけども、当時は六、七十万で建ったハウスが、今はもう150万以上するんですね。そうなるとう耐用年数、前にも話したんですけども、耐用年数が20年というふうにメーカーのほうでは言われているんですけども、もう30年から35年たっていると。そうい

う状況の中で来年以降、米の政策が大きく変わって、今のところ年を明けてその計画が出ないうちにはどうなるかわからないという状況の中では、むかわ町の今までの農業政策、複合経営、施設園芸、和牛、これらの政策というのは決して間違っていなかったわけですから、それで来年以降どうなるかわからないという状況も踏まえながら、むかわ町としてこういった莫大な費用のかかるハウスについて、私は新規就農とか担い手のように4割、5割というそういう考えは持っていません。頭打ちの予算を決めていただいて、申し込みが多ければ5%とか1割とか、そういう補助になるのかもしれませんが、そういう頭打ちの予算を決めていただいて、そういった更新にも道を開いてもらえればなというふうに、そういうような思いでもって質問をしています。

ちょうど1995年でしたか、食管法の廃止、古くなりますけれども、ここでそれまで2万円していた米が1万円になって、道内でも内陸の米地帯では大変な状況になったんですけれども、むかわ町は早くから和牛と野菜、園芸のほうに移行していたということで、むかわの農家というのはその割に影響というのは小さかったと。それで今後も将来的なことを考えると、頭打ち予算での更新にも道を開くといえますか、そういった方法をぜひ振興計画の中で取り入れてもらえないかというのが切実な思いでございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁、繰り返しますが、これまでの増棟から増収、そして更新というサイクルというのは基本線に持っていくべきだと私も思っております。それと、この間におきましても更新時期を迎えて、それぞれ一定程度対応というのが努められてきているかと思えます。そういった点での公平性の観点からしても、更新ハウスについては先ほどから言っておりますように、これまでの基本線というのを維持しながら施設園芸の振興に努めていければと思います。

あわせて、本町のハウス、お聞きをしますと約1,800棟を超えており、自家ハウス等は除きますけれども、今後老朽化等の問題も出てくると伺っております。そのことで更新拡大を望む生産者の方の声というのもゼロではありません。しかし更新拡大の声よりも悩ましい問題、長年の作付による連作障害等々が伺ってきているところでもございます。生産者の方も土壌分析を行い、適正な管理に基づき安全・安心な生産の確保に努めていることと思えますが、ハウスの移設あるいはハウス内の土の入れかえという話も出ていることから、生産現場というのを実態把握により各生産部会を通じながら整理していただくことで初めて、長期計画に組み込むことが可能なのかなと思っております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 1つ、検討のほうをよろしくお願いをしたいと思いますけれども、全体を通して新計画の今後の中に、一つ考えていただきたいというのは、むかわ町の場合には和牛と施設園芸というそういう複合経営の農業形態になっているんですけれども、土地利用型、これは特に和牛の人方が草地として借り入れてくれているということで、今むかわ町では遊休農地というのは今ないという状況なんです、そういった中で土地利用型、そういった農家の方もいるんですね。これ、飼料作物として3万5,000円、たしか出ていますから、作物、牧草をやめるという和牛の方もいないのかなと思うんですけれども、しかしながら農業者の高齢化に伴い、土地利用型では農業機械の高度化、大型化が求められていますけれども、価格の高騰、行政のほうもわかるかと思えますけれども、国のほうの補助事業がだんだんハードルが高いといえますか、年々該当者が減少しているものですから、町政サイドからの支援というのも今後考えてはいかがかなというふうな思いがありますので、ひとつ考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま機械化等々の質問ございました。先ほど言いましたとおり農業振興計画の策定に向けていろいろ議論をしているというお話をさせていただいております。その中でもICTを活用した機械化だとか省力化とかというところの議論も出ているところでございます。そういった中で、こういった現場で必要とされる機械があるのか、あるいは共同利用という観点でいくと、こういったものを共同利用していくのかという議論もその中でされていくということだというふうに思っております。

今の中で、対策としてこういったものをしますよということは、ちょっとお答えできないんですけれども、農協さんの意向も聞きながら、そういった機械化に向けた必要とされる内容について確認をしながら、これから検討をしていくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

佐藤議員、どうぞ。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、質問終わりました、次の質問に入りたいと思います。

地域包括支援センターについてお伺いをしたいと思います。地域包括支援センターの具体的な活動の内容と、高齢化の時代、各市町村でもセンターへの相談がふえているとの報道もありますので、むかわ町の支援センターに寄せられる年間相談件数と内容、また対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 地域包括支援センターの現状についての御質問、お答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援など一体的に提供できるよう支援しています。主な業務としまして、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント、地域におけるネットワークの構築として介護サービスや福祉業務に携わる人が一堂に集まり検討するケア会議、介護相談や権利擁護相談、家族介護相談支援事業、認知症高齢者見守り支援事業などの総合相談を行っております。

28年度、当センターに相談される件数としましては263件です。主な相談内容としましては介護保険申請が主となりますが、そのほかに介護方法、それから手すり、段差の解消などの住宅改修や福祉用具の相談となっております。またこのほかにも地域に出かける高齢者訪問相談、延べ100件のほか電話相談は随時行っております。地域包括支援センターは個別の相談を進めるとともに、地域で生き生きと暮らすための地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 活動内容には、介護予防等たくさんの事業があるということですが、今、全国的に包括支援事業が進められていますけれども、むかわ町も高齢者見守り支援条例、この3月に制定されましたし、社会福祉協議会もこの見守り支援事業、実は10年以上前から実施しているんですね。そして厚生病院の改革プランの中でも、今回こういった地域包括事業を取り入れて在宅復帰支援としての地域包括ケア入院医療管理病床の開設、それから午後の診療を予約制にして、訪問診療、訪問看護に力を入れると、いろんな事業者で取り組んでいるんですけども、地域包括支援センターとのかかわりという点ではどのような横のつながりというか、そういった連携というのはどうなっているのか、その構図についてちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 医療・福祉・介護の横のつながりという御質問かというふうに承りました。現在、むかわ町全体でケア会議というのを鶴川地区、穂別地区、両地区それぞれに開催しております。その中で個別ケース、それから個別ケースから発生する地域的なかかわりの問題、それから医療の問題等さまざまに検討する議題が幅広いんですが、地域ケア会議というのをもって厚生病院の職員、社会福祉協議会の職員、それから居宅支援事業所のケアマネジャーなどなど出席して検討しております。もちろん穂別のほうも穂別診療所、それから社会福祉協議会、または先ほどの鶴川のほうでも、各介護保険事業所の職員等もかかわりながら横のつながりを持ち、そして個別ケースの支援が漏れなくできるように検討を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 話はよくわかったんですが、相談件数163件ということなんですけれども、正直、地域包括支援センターというの役割というのは、これから大事になると思うんですけれども、電話帳に支援センターの電話番号というのは載っていないですね。だから今回のこの支援センターの163件というのは、健康福祉課というんですか、そういうところ、今回の介護サービスの利用相談窓口地域包括支援センターがなっているというかかわりもありますんで、この辺、この163件の相談というのは地域包括支援センターとして受けているのか、それとも介護サービスの利用相談窓口として受けているのか、この辺ちょっと微妙にわからないんですよね。

それで、今、答弁あったとおり、いろんな相談窓口があるんですね。ケアマネジャーだとか介護サービス事務所、介護保険施設、いろんなところに相談の窓口があるんですけれども、どこが本当の窓口になるのかというのが、ちょっと我々わかりにくい面があるものですから、そこをもう一度説明をお願いしたいと思います。

〔「263」と言う人あり〕

○2番（佐藤 守君） 263、ああ、失礼しました。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 御質問のとおり、むかわ町は介護保険グループ、それから当支所のほうでは健康グループ、その中に兼務して配置しておりますので、どちらが窓口なのかとおっしゃいますと、非常に両方実際には兼務している中でお答えしているところでございます。ですから二枚看板を持たせていただいている実状にございます。その中で職員

が一人一人の御相談に応じて、地域包括の相談なのか、または介護保険に関する保険者への相談なのかということを御相談を種類分けしましてお答えしているところでございます。

ただ、先ほど申し上げた件数につきましては、台帳整備の中で地域包括支援センターへの相談ということで計上させていただいた数でございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 最後の質問になりますけれども、今後その地域包括支援センターの役割、非常に大事になるということをお先ほど申し上げましたけれども、自治会、町内会にいま一度この支援センターの役割と連絡先というのは、もうきちっと周知したほうがいいのかなと。高齢化社会ですから、高齢者に優しくわかりやすいそういった対応というのにも必要なと。今のところ二枚看板を掲げているというような感じですから、これを看板一つにできるものであれば一つにして、地域包括支援センターという電話帳の番号もきちっとお示したほうが、高齢者も相談しやすいのかなと思うんですが、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 議員の御指摘の共感する部分というのは、地域にきちっと相談しやすい場面をPRしたほうがいい、相談窓口をもっとわかりやすく、高齢者が地域で地元で暮らしやすくするよう相談機関を明示するようというところでは、これからは私ども、今まで以上に方策を講じて進めていきたいというふうには思います。

電話帳に掲載に関しましては、毎年変わる中に、かつては地域包括支援センターというのは私は掲載されているというふうにご了解していた部分もございまして、いま一度確かめてみたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 質問を終わります。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険制度についてです。

来年度から、第7期の介護保険事業が始まります。利用料負担の見直しや介護医療院の創設などとともに、自立支援、重症化防止に向けた保険者機能の強化、共生型サービスの創設などが盛り込まれています。また法律の改正を要しない新たな負担増、給付抑制策も含まれています。前回改定から見えた課題と今回の改正での課題と対策について伺います。

1つ目に、地域包括支援センターの現状と課題について。2つ目、認知症と家族介護の現状と対策について。3、利用料3割負担の影響と対策について。4、高額介護サービス費の上限引き上げの影響と対策について伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 地域包括支援センターの現状と課題についてお答えをいたします。

本町の最近の動向といたしましては、75歳以上のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯がふえていることから、支援を要する人が増加をしており、要介護・要支援認定者もふえてきているところです。さらに認知症や高齢者鬱病などの精神疾患を有する方が増加をしており、より丁寧な支援対策が必要とされているところであります。

その対応としまして、高齢者になっても住みなれた地域で安心して生活ができるように、地域包括ケアシステムの構築を進めていくことが課題となっております。見守り支援体制としての情報提供や地域ネットワークづくり、また生活の助け合いを進めるボランティアのシステムづくりなどの準備を進めているところであります。

2番目の質問の認知症と家族介護の現状でございますが、現在の介護認定者数は535人で、認知症の診断を受けている方が200人おります。その中で自宅で生活されている方が89人であり、デイサービスやショートステイなどの在宅介護サービスを利用しながら生活されているところであります。

むかわ町では、認知症高齢者の見守りをする独自事業といたしまして、認知症高齢者支援ネットワーク事業を実施しており、徘徊時の見守り体制の強化など認知症の方や御家族のケアを支援をしているところであります。本町は、来年度より新しい包括的支援事業として認知症施策を実施いたします。認知症の段階に応じた事業、サービスを周知し、認知症の早期発見と対応を進めてまいります。御本人や御家族が専門医療機関や介護相談を速やかに利用できる体制として認知症初期集中支援チームを発足いたします。これは認知症サポート医、認知症認定看護師や保健師、ケアマネジャーらがチームをつくりまして、初期段階での丁寧な相談を進めていくものであります。

認知症ケアは、家族にとって精神的、身体的な介護負担も重くなりやすい症状があり、ひ

とりで介護を抱え込まないよう、多職種がチームを組みまして一貫したサポートができるよう準備を進めているところでございます。

次に、3番目の御質問ですけれども、介護保険サービスの利用費用の3割負担に関する件でございますけれども、この制度は現役並みの所得のある方の利用負担の割合の見直しがされまして、30年8月から施行される予定となっております。平成29年8月現在の介護認定者のうち2割負担の方は14名いらっしゃいます。その中で3割負担と判定される対象者数は6名でございます。その6名のうち5名の方につきましては、資産譲渡などの一時的な収入と見られ、来年度の開始時期に3割負担と判定される方は少ないものと予想をしております。

続きまして、高額介護サービス費の上限引き上げに係る影響についてでございますけれども、平成29年8月利用分から市町村民税を課税されている世帯の負担上限が、月額3万7,200円から4万4,400円に引き上げられました。現在、高額介護申請者のうち該当者は9名いらっしゃいます。いずれの方も月額自己負担が現行の上限額3万7,000円以下での適用となっていない状況でございます。また世帯全員の利用者負担割合が1割の世帯につきましては、年間44万6,400円の上限が設けられておりまして、年間の負担額がふえないよう介護サービスを長期に利用している方に配慮をした3年間の経過措置もでございます。

このような措置もありますことから、現在のところ影響は少ないものと考えているところでありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 介護保険制度、制度が始まって20年ということなんですけれども、3年ごとに見直しがあるんですけれども。利用者にとって利用しやすいものからはどんどんと遠くなっているというのが、この介護保険制度の見直しになっているんですよね。制度残って介護はなしだというような意見が高齢者の中からは出ております。

来年4月からは、ソフトがそうなんですけれども、介護保険の認定率の低下だとか介護給付費の抑制の成果を上げた市町村を財政支援すると、使わせないようにしたら財政支援するというようなとんでもない内容も含まれておりますよね。そういう点についてもいろいろと議論もあるのかなというふうには思っているんですけれども、先ほど来から出ていました①の地域包括支援センター、わかりにくいんだと思うんです。町でこれ発行していますよね。これには本当にさまざまな介護保険制度だとか生活支援事業、地域包括支援センターとは何ぞやということから、その他資料についても全部載っているんです。これを見ると、どんな

サービスを受けられるのかというのはおよそわかります。わかるんですけれども、先ほどお話しされましたから読みませんけれども、何でも相談していいんですよね、介護のことから医療のことから福祉のこと、何でも相談していいというのが、この地域包括支援センターになるんですよね。だからこれをどの程度の配付、これ私はもらっていますけれども、毎年もらっていますけれども、どういう方々にどの程度配付しているのか。

私は、本当に例えばいろんな心配ごとが起きたときに、心配事が起きてから慌ててどうしたらいいんだろうというのではなくて、事前にこういうものを読んでいたら、そんなに慌てなくても済むんじゃないかと思うので、65歳になったら例えば町民皆さんにこれを刷って持ってもらおうとか、私はそういうことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、現在はどうなっていますか。それから考え方も伺います。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 地域包括支援センター業務のPRというところで、高齢者生活安心ガイドブックの活用と、どのような人に配付しているのだろうかという御質問だというふうに承りました。

現在、これは毎年改訂しております。それで制度がやはり毎年少しずつ変わるものですから、相談者、家族、高齢者にわかりやすくというところで苦慮しておりますが、毎年300、400ぐらい増刷しているんですが、作成した分を毎年大体品切れになるぐらい配付させてもらっているんですが、一番はもちろん関係者、スタッフには渡しますが、そのほかに住民の方には何かで相談来られた方、それからちょっと訪問のときなどにも使わせてもらって配付しています。

ただ、全住民というところには、本当に困った希望の相談の内容が絞り込まれないとなかなか読めない、それから制度の金額のいろんなところも細かく書かれているので、ちょっと一声かけたりかけ合ったりして、これはどういう意味だよということで、本当にちょっと具体的に困ったときに丁寧に相談させて説明させていただいています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） これ、読めばわかります、大変よくできていて。だから当然スタッフの方だとか必要のあった方に、こういうものがありますよというふうに教えているからいいとは思いますが、でもやっぱり実は先日も高齢者2人で暮らしていて、双方に認知症があつて、当然、地域包括ケアセンターにもいろんな相談をして、いろいろ助けていただ

いている方ですけれども、御主人が厚生病院に入院しなきゃなくなりました。認知症があるから24時間付き添ってくれと。結局、子供さんたちも離れているので、泣きながら電話を受けました、私。それで町内のそういう付き添いをしてくれる方がそういうところがあるかと思ってみましたら、ないんですよ、町内に。町内にないということは、よその民間の事業者の方から聞いて、それで苦小牧のところに私もネットで調べてそこへ電話をして、もう大変なやりとりあって、急だったんですけれども来ていただいた。それで24時間付き添いをしていなければならなかった奥さんは、ちょっとの時間だけでも自費で来てもらってということがあったんです。

それで、このガイドブックの15ページに民間サービスの御紹介っていうの、あるでしょう、あるの。訪問支援のサービスがずっとあって、民間サービスの御紹介、町内は例えば日和のことを書いているし、日和はこういうサービスしてくれますよということで、これ利用している人います、たくさんね。私もお願いしたことあるし。だけれども町外のこの家事代行サービスという、これ事業所は苦小牧とか千歳などでしか書いていないの。そうしたら、どこへかけるのっていうの。結局自分たちで調べなきゃならないでしょう。実際にそういうお手伝いをしてほしいという町民は、もうどうしていいかわかんなくて相談してくるでしょう。いや、そちらに相談してもよかったですよ、別に。それ、今までだってしているんだから。でも、いよいよ例えば困ったときに、やっぱり身近な人とか何かこういう私たちとかに来るんですね。

それで、これ書いていないので、私はこれをさっと見たけれども私もわからない。それで苦小牧の事業所調べて来てもらったということなんだけれども、ここに書けないものなんですか。例えばこういったところがありますとかね。民間だから書けないのかな、町外だから書けないのかなと思ったんだけれども、ここに町外のこういう付き添いさんなんかだったらこういうところにお願ひできますよみたいなところを書いてくれたらいいのと思うんですけども、65歳以上の方に配ることと、それからこういうところにもっともっと充実させていくというふうなことが必要だと思うんですけども、どうですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 民間サービスについての掲載内容ですが、これも毎年改定している中で、以前は記載がございました。ですが高齢者の中でページ数、ちょっと行数が多くなって件数が多くなったりしたものですから、それと逆に迷う、高齢者の立場になって迷っちゃうのかなということで、ちょっとそういう相談もあったもんですから、そういう

中で毎年職員の中で、ことしの見た感じでどうだったろうという討議をした中で、これは逆に記載したほうが迷うことがあるかもしれないということで、今回の中には割愛したものです。

また、今後は、なかなか高齢者にはホームページも見られないと思うんですけども、ちょっとページ数が多くてホームページにアップ、ちょっとなかなかできなかったんですけども、それもホームページも検討しながら、御家族が見られるようにというところでは検討をしているところです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） いろいろ、そちらはそちらでよかれとっているいろいろ検討されているんでしょうけれども、先ほど副町長の御答弁の中でも、535人の認定者のうち200人もいらっしやる。そのうち89人の方が自宅で家族が介護していると。私、本当にきのうも何かテレビで殺人事件があって介護が絡んでいるというようなことがあったり、その前には苦小牧で御主人、奥さん、どっちだったかな、やっぱり介護が絡んでというの、ありましたでしょう。

本当に、先ほどの佐藤議員の質問にも、地域包括支援センターというのは、そういう暮らしの介護、福祉、医療、生活困りごと含めて全部相談してくれたら載るんですよという場所ですよ。もっとわかりやすく、正面玄関入って右側ですけども、カウンターの下に地域包括支援センターとかと書いてあるの。私はもう慣れたから。私、大体これ嫌いなんです、実は。地域包括支援センターなんていう名前、気に入らない。何のことかわかんないですよ、普通の人。だからもっと困りごと相談室とかといたら、ちょっとあれかもしれない。もっとわかりやすく、思いません。それ、国が、さて、やれと言うからやっているんだけど、地域包括支援センターってわかっている人は何人います、この中だって。何するのって思うでしょう。もっとわかりやすい上のほうにもっとかけるとか、地域包括支援センターは小さくていいから、介護・医療・福祉相談窓口とかさ、そういう何か工夫して、もっとみんながばっと思ったら、わかるようなそういうふうなことをする考えありませんか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 佐藤議員のほうからもいろいろ御指摘をいただいたこともございますけれども、せっかくの総合窓口といいますが、何でも相談できるすばらしい窓口があるんでございますけれども、なかなかそれが認知されていないとか、わかりづらいという御指摘でございました。せっかく開設しているわけでございますから、そのところは改善をしながら

ら、電話につきましても、たしか電話帳に載っていた気もしたんですけれども、ちょっと自信がないですが、もう少しわかるような形で周知をしていきたいというふうに思っていますし、表示方法につきましても、今、大松議員のほうからありましたけれども、地域包括支援センターというのは全国統一の名前でございますので、そこはちょっと変えられませんので、そこは置きつつも、もっとわかりやすい言葉もつけながら、皆さんに、ぜひ困ったときの相談窓口を活用できるように今後ともしていきたいというふうに思っています。

それと、先ほどの配付の件でございますけれども、65歳以上一律配付となりますと相当な冊数になりますので、ちょっと配り方につきましては今後もう少し詰めながら、より皆さんのところにわかりやすく配られる方法もちょっと考えてまいりたいというふうに思っていますので、御理解を賜ればというように思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 先ほど、30年の4月から認知症の対策として新施策を行うと。相談できる体制、集中支援チームをつくって行うということ、結構なことだというふうに思うんです。ひとりで抱え込まないようにサポートする事業をぜひやってほしいんですが、この高齢者の相談支援体制については、地域包括支援センター8人、指定介護予防支援事業者7人、穂別居宅介護支援事業所2人。この中で兼務している人が今8人、7人、2人と言ったでしょう、そのうち兼務しているのが6人もいるんです。要するに地域包括支援センターにも入っているし指定介護予防支援事業所にもいる。これに書いていますよね。ダブっている兼務している人が6人もいるの。その上、今、認知症の新施策チームをつくると、集中支援チームをつくると。これ、またダブってつくるんですか、中にいる人はダブってつくるんですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 認知症サポートチームは、認知症サポート医、今のところ受講しているのが厚生病院の医師、それから認知症認定看護師、厚生病院の中に受講した方が2名いらして、そのほかに保健師はまた認知症にかかわる専門的な研修を受けた保健師は兼務で予定おります。それからそのほかにもケアマネジャー等は町内の事業所のケアマネジャーを協力、今後仰いでいこうというふうに思っておりますので、今いろんな介護相談場面にかかわっているところの方々から選出予定でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 結局、高齢者はふえていますし認定者もふえていると。その中の認知症の方もふえていると。組織いっぱい作る。やるためにつくるというのはいいけれども、人数、例えばお医者さんと介護士さん……

〔「看護師」と言う人あり〕

○4番（大松紀美子君） 看護師さんは別にしてもだよ、やっぱり今ダブっている中でやらなきゃいけない。それは物すごい負担になるんですよね、当然。そのことをどう思っていますか、町側として。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、議員がおっしゃられましたように、確かに毎年支援をされる方が高齢者がふえてきているという実態でございますし、福祉のボリュームというのが毎年ふえてきているわけでございます。制度のほうもいろいろ拡充をされてきている中で、町でもできる対応をとということでやっているところでございます。

人員配置につきましては、社会福祉士等も近年採用したり、徐々に厚くはしていつているんですが、現実問題といたしまして、なかなか福祉関係の人材というのが集まってこないというのが実態でもございます。嘱託職員等の募集をしても、なかなか集まらないとかそういった現実的な問題もございます。今後長期的なものを見ながら、私ども、福祉に係る職員の確保というのは今後とも進めていこうというふうに思っているわけでございますけれども、まずは事業を進めていかなきゃならないという立場の中で、非常に職員にも無理をかけているところでもございますけれども、臨時的な職員も確保しながら福祉の業務を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） やらなければならないことはたくさんふえていくし、職員の方はそのままというのは、やっぱり本当に悲惨な事件が起きないように体制をやっぱり保険者として町としてもやっていかなければならないというふうに思いますので、この辺はぜひ募集しても応募がないみたいなことをおっしゃっていましたがけれども、ふやすんだと、保健師さんなり介護福祉士さんなり、そういう人たちを町としては増員するというところで募集はかけているということでもいいですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員も御承知のとおり、今回の第7期の保険事業の関係で御質問だと

思うんですけれども、これまでも申し上げていますように介護保険制度の実際は、言わずもがな目指すところも介護の社会化というんでしょうか、その辺を含めて家族介護の負担をなくすというんでしょうかね、そういったものを含めてまだまだ段階がこれからステップしていかなければならないのかなと同時に、2025年には地域包括ケアシステムの構築といったような、こちらのほうのステップもある。その でございますけれども、3月に条例化されております高齢者の見守り支援条例、これをいかに具体化、年度内にしていくかといったかかわりも出てくるかと思えます。

町としまして、いろんな意味でこれまでも実際募集してきていますけれども、可能な範囲で人的体制について必要な体制、整えていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひ職員体制も充実させながら、この介護の問題に当たっていただきたいと思っています。

それで、具体的なことでもうちょっと入りたいんですけれども、デイサービス、要するに介護認定者がふえることでデイサービスを利用する人たちもふえていると思うんですけれども、そのデイサービスが例えば週1回行っている方が2回にしたいとか3回にしたいと言っている、受け入れ態勢、受け入れる側が満員で入れないという実態があるというふうに聞いたんですが、その辺はどういうふうになっていますか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現在、むかわ町内にありますデイサービスに関しましては定員いっぱいな状況がありまして、一、二名ぐらいつはあきが若干あるという形で、誰かが入所をされたときにあいたりとかというところに入っていきような、そのような形になっているというのが現状でございます。

それで、近隣町のむかわ町をエリアとしているデイサービスもございますので、そちらのほうを御紹介したりという形で当面の対応をとっているところでございますが、ちょっと現状に厳しい状況にはなってきていると感じております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 町内いっばいで、これはゆゆしき事態で大変なことですよね。行き

たくても行けないと。それはとりもなおさず機能低下につながることで、家族の介護も負担になっていると、家族も大変になっているということですから。

それで、この町内のいっぱいになっているという状況の改善という点ではどういうふうにご検討していますか。それから町外に行っている方はどのぐらいいますか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 町外のデイサービスを利用されている方は、現在1名となっております。それで町内のほうのあきは確かに少ない状況があるんですけども、現在通所型Aとか総合事業のほうも始めているところがありまして、そちらのほうの充実とかも図りながら要支援の方の対応とかも検討しつつ、今後拡大をしていきたいなというふうにご検討していきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） この町内が本当にいっぱいに入れないという事態というのは、いや、私はちょっと困るなというかね、確かにむかわ町内の御本人が、むかわ町内じゃなくて町外のほうがいいわという人もいるかもしれません。だけれども、やはり体の負担のことを考えたら町内、近いところがいいに決まっていますよね。そして大きいところもいいけれども家庭的なところでとても人気があるというところもありますよね。これ、何とか解決していかないとどうにもならないんじゃないですか、今後。その点についての町としての保険者としての考え方はないのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） デイサービスの利用人数でございます。町内、鶴川地区、穂別地区とございまして、両地区をデイサービスの事業所が往復してもらったりしている現状もございしますが、あと改善策の検討としましては、定員枠をふやしていけるのかどうかというところを今検討を加えているところでございます。そういう中で介護サービスを迅速に使える方法を検討しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） デイサービスの関係でございますけれども、利用者につきましては、ある意味、事業者の経営の問題ございまして、これまでは逆に利用者が少なくてあきがあるとか、経営に支障が出るというそういう状況もございました。そういった中で変動もございしますので、一概に事業者に余裕を持った職員体制というか、なかなか組めていない

ところはございますが。今の流れでいくと、支援、介護の認定者数がふえている状況もございまして利用者もふえているということで、今後その動向がどういうふうに動くかというのはちょっとまだ見通しはできないんですけれども、先ほど中澤主幹が言ったように、利用定員の増加とかそういう部分で、ある意味、事業者と相談しながら今後も入所が適正にできるように、町としても協力、相談に乗ってまいりたいと考えています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） これは介護保険制度というのは、毎月毎月40歳以上の方皆さん、保険料払っていますよね。必要なサービスを必要なときに受けていいというそういうお約束ですから、それが例えば1週間に1回だったけれども2回行きたいというときに、それを利用できない状況というのは絶対にあってはならないことだというふうに私は思っています。事業者のほうも受け入れするとなったら、例えば職員を雇わなければならないとかというような問題が出てくるわけですから、その辺は本当に抜本的にどうすればいいのか、保険者としてどうすべきかということをやっぱりきちんと議論をして検討して結果を出していただきたいというふうに思います。

それで次なんですけれども、このガイドブックの2ページに、保険料に未納があるようになりますよと、介護サービスを利用できないこともありますよ、今、ここ最近の報道では、結局滞納者に対する介護保険の利用が制限される、それから介護保険料の差し押さえも行われていると。これはなぜ起きるかということだと、これ、28年度決算もらっていますから、収入未済の金額が約400万になっていると。この滞納のもちろん1年以上、1年6カ月以上、2年以上滞納したらどうなるか、ペナルティーも含めて出ていますよね、ありますよね、ここには記載されていませんけれども。むかわの実態というのは、この滞納者に対するものって何かありますか。なければいいんですが。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 現在、サービス御利用の方、これから相談の方で滞納の方は、ここ数年間は全くございません。

[「差し押さえとか」と言う人あり]

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 差し押さえもございません。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） よかったです。

終わりになりますが、ずっと言っておりますが高齢化はもう本当にどんどん進んでいます。介護保障の充実というのは本当に私も含めてですが、高齢者や住民の皆さんの願いになっています。介護を社会的に支えるという介護保険制度の理念に立ち返った介護保険制度の抜本的な改革が必要だと私は思っています。給付は支払い能力ではなく、負担は給付ではなく支払い能力に応じてを基本とすべき、それを理念とすべきだというふうに考えています。

持続可能な制度を確保するには、介護保険財政の国庫負担の割合を大幅に引き上げることだというふうに思っております。町としても国への強い意見を上げていくことが求められますが、このことについての町長の考えを伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの総合事業によるサービスの利用に向けての要介護認定等の申請による希望するサービス内容、これに向けての相談内容の充実、まず努めていきたい。あわせて国についてでございますけれども、これまでも引き続き基盤整備と同様、必要な介護等についての支援策を講じることについて、全道町村会さんにも確認されておりますので、全国の町村会、利用者が住みなれた地域で多様なサービスを継続的に受けられるよう、介護保険制度の充実を図るよう、引き続き国への要望に努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 次の質問に入ります。平和のまちづくりについてです。

ことし7月7日、国連で核兵器禁止条約が加盟国の圧倒的多数で採択されました。しかし唯一の被爆国である日本政府が署名しなかったことに非常に残念な思いをしております。2014年以来、毎年8月にジュネーブの軍縮会議で核兵器廃絶を世界に訴えてきた日本の高校生平和大使の演説も、日本政府がことしは不適當として見送られています。日本への原爆投下から72年が経過し、核兵器保有国は1カ国から9カ国に、核兵器は数発から1万5,000発にまでふえています。世界で唯一の被爆国である日本こそ、世界に先駆けて世界から核兵器を廃絶するための行動を地域の隅々からも起こしていかなければとの思いを強くしています。平和の尊さ、戦争の悲惨さを後世に伝えるために、むかわ町非核平和の町宣言を行う考えはないか、今回2度目です。お伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 平和のまちづくりにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

平成27年の3月議会と同様の質問かなと思います。先日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射、たび重なる核実験、そして現在、我が国を取り巻く環境におきましては、核の脅威とされている事態がふえているのかなと捉えているところでございます。我々町政を担う者として前回も答弁させていただきましたが、日本国憲法を擁護して、平和を尊ぶ民主主義を遵守しながら、町民皆さんの生命、身体、そして財産を守ることが最大の使命であると自覚しているところでございます。

むかわ町も参画しております。これは前回触れてはいないかと思えます。平和首長会議というのがございます。この会議におきましては、2022年までの平和首長会議行動計画というのが議決されたところであります。全道で参加実態が加盟が、現時点で179市町村のうち154市町村がこの平和首長会議に加盟しているところでございます。計画の中では、核兵器のない世界の実現、安全で活力のある都市の実現の、大きくは2つに向けて取り組むことを掲げてきているところでございます。

非核平和の宣言というのは、他の自治体事例から見ましても、首長宣言としている自治体、議会宣言としている自治体、もしくはその両方とされている自治体と、さまざまな形態がございます。そのプロセスにおける基本というのは、総意として町民の方々、そして議員の皆様と共有してつくり上げること、これが基本であるかと思っております。今後に向けまして宣言に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 今、町長がおっしゃったように町民を含めての総意というんですか、そういうものを私たちもつくっていかねばならないというふうに後押しをしていきたいと、町長のその決意を後押しできるようなものをつくっていかねばならないというふうに私も感じています。ぜひ、できるだけ早く宣言できるようにしていただきたいと思います。うことを申し上げて質問を終わります。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩します。

再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 3時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第3回定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。

まず第1点目であります。国保と地域医療にかかわっての問題であります。

私はこの間、いわば今年の第4回定例会から、ずっとこの国保問題を中心として質疑をさせていただきました。それは先ほども介護問題で議論もございましたけれども、この間、国の施策の中で医療費を削減するという方向でさまざまな法改正等が行われてきました。例えば2014年には医療介護総合法、2015年には医療保険改革法などが次々行われていきまして、これらが具体的に始まるのが来年2018年度とされております。その準備が今この今年度であります。

そうした中で、この北海道にあっても国保の都道府県化を進めるという状況の中で、北海道は昨年暮れに地域医療構想なる方向性を打ち出しました。道では医療費の削減が中心課題ではないと言っておりますが、しかし2013年度と比較すると、この構想では25年度には約1万床ほどベッド数を減らし7万3,000余りにするという内容です。こうした状況に対して北海道医師会の元の代表も、これは病床を削減して国の医療費を削ることが目的というふうに指摘をしております。またその医師会の代表は、入院患者へのアンケートをとると9割が自宅待機は無理だと、病院を追い出されたら大変だと言っております。

先日、私のところにも、ある町民の方から相談がございました。苫小牧の病院に入院している。体が不自由になる病気、何ていいましたかな、で入院しているんだけど、まだ1カ月以上入院しなきゃなんないのに次の施設はどこに行ったらいいだろうかと、どこかあるだろうかという心配をしている。こういうようなことが、こうした計画の中である出てきています。

私は、なぜこの間ずっとこの問題を取り上げているかということになると、この国保の都道府県化という事業そのものが、保険料の統一化というふうな形で新たな負担をふやし、一方で医療改正という形の中で、安心して病院にもかかれない等々の問題が出てくるからであ

ります。だからこれは町行政の責任だとは言いませんけれども、こういう事態が来る中で国民健康保険といういわゆる相互扶助の保険を抱え、その保険者となっている行政として、本当の意味で町民の命と暮らしを守る、健康を守る、このことにどのように対応していくのか、ここが高齢化社会と言われる中であって本当に今問われているところだと思うんです。そういう点では私たちもそうですが、行政挙げてこうしたことに本当に取り組んでいく、そして今、国民皆保険と言われる中でつくられた国保そのものが制度疲労と言いながら大きく改編されていくという、住民、町民が使いづらくなる、医療にもかかれなくなっていくという事態をどうやって打開していくのか、一緒に考えていかなきゃなんない時代だというふうに思うからであります。

そこで、私は幾つかの質問を改めてさせていただきます。

1つは、書きました、出しましたように、高過ぎる保険料と言われている中でこれをどうするか。都道府県化になっても引き上がるという状況があります。そういうふうな中で、これまで質問させていただいた中で、町の答弁は、今そういう状況には町の解決はないという状況、答弁でありますし、されば減免なり軽減なりという形で何とかならないかということに対しても、なかなかそこに前向きな状況が出てきていません。

私はそこで、この国保の問題というのは、先ほど前段言いましたように相互扶助の精神でつくられてきたものであります。ですから国保制度が取り入れられたときに公費負担は50%ありました。残念ながら今は20%から30%の間に下がっていますが、そもそもそういうものとして、ですから国民健康保険法の医療保険法の中でもそのことがうたわれているわけであり、そういう立場に立って、この保険事業をどう捉えていくのかということについて、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから2つ目には、引き下げなり軽減対策と言いました。高く払えないという話をしました。このことは、やがてあす提案される平成28年度の決算を見ても同様の状況が続いています。未済で約1,000万、前年度と比べると2,000万ほど収入未済は減ったことになり、けれども、それはどうしてか。それは不能欠損で大きく前年度、今年度と27年度、28年度と処理した中でそういう対応をされています。実態は変わっていません。こういうふうな中でそのような状況をどう判断されるのか、このことについて2つ目についてお伺いするものであります。

3つ目には、都道府県化に向けたその後の流れであります。先ほど第2回定例会のときにも答弁で、7月に第3回のもので出てくるという状況がございました。そういうものを含め

てどのような流れになっているか伺います。

4つ目には、この前段に言いましたように、この国保問題は医療費抑制というような形で、北海道でいえば地域医療構想の中でベッド数を減らすという状況で25年までにということを行いました。そういう中で組み立てられてきています。これらについて町としてどう対応していくのか、公立病院を持つ町としてどう対応していくのかという問題について伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうから、①の国民健康保険法での町の役割、対応、それと④の公的医療施設の保持の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、国民健康保険制度の目的でございます。国民健康保険法第2条で国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産、または死亡に関して必要な保険給付を行うものとするとしております。そして第3条で市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより国民健康保険を行うものとするとしております。

国民健康保険会計は、特別会計としてお互いの相互扶助の精神の中で取り組まれており、独立採算的な性格を持っております。また国民健康保険税は本来保険料としての性格を有しますが、課税に当たりましては応益負担原則を相当程度加味し、課税限度額を設けることにより目的税の性格を反映させております。また目的税であることから、その収入は国保事業に要する費用のみに使用できることとなります。国民健康保険は憲法が定めます社会保障制度の一環として実施され、国保制度の基本的なことは、ほとんどが国民健康保険法等の法令で規定されております。市町村独自の施策としての実施できるところは比較的限られた範囲にとどまります。これは国保制度が社会保障制度であるため、その中身はできるだけ統一にすることが要求されるからであります。それぞれの地域特性に応じ運用もまた必要と考えております。

国保は、医療を中核的事業とするのは言うまでもありませんが、沿革的にも充実した保険事業を展開しており、地域住民の皆さんの健康の保持、増進に重要な役割を担ってきたことも市町村の大きな役割と考え、各種事業を行ってきているところでもございます。

続いて、④の公的医療施設の保持、住民の命と健康を守る関係でございます。

御存じのとおり、地域医療構想につきましては、2014年成立の地域医療・介護総合確保推進法に基づき、都道府県が策定する将来的な医療体制のあり方を示すものとして、北海道におきましては平成28年12月に策定されているところでございます。北海道地域医療構想につ

きましては、団塊の世代の方々が75歳となる2025年段階におけます医療のあり方や、人口構造の変化に対応したバランスのとれた医療提供体制を構築することを目指すものであり、北海道では病床削減を目的としているものではないとしているところでございます。

町としましては、北海道の地域医療構想を踏まえ、2次医療圏であります東胆振地域における医療機関相互の役割分担と連携を図るとともに、本町におきまして重要な役割を果たしてきている公的医療機関についてその機能をしっかりと守り、安定した医療提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、2番、3番についてお答えさせていただきたいと思っております。

2番の決算状況からの見解と対策についてお答えさせていただきます。

平成27年度に比べ平成28年度は、予算現額、調定額及び収入済額は2から3%ほど減少している中で、収入未済額は約12%、1,312万円ほどの減となっております。また未納世帯数も現年度分、滞納繰越分もそれぞれ12から13%減少し、合わせて60世帯ほど減少している状況にあります。被保険者の皆様の御理解をいただき納税していただいていると認識しておりますが、今後もきめ細やかな納税相談の実施により生活状況を的確に把握し、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

③の都道府県化に向けた取り組み内容についてお答えさせていただきます。

現在は、国による第3回の仮算定が示され、その内容を北海道と町で分析しているところであります。今後の日程としましては、10月に国から平成30年度医療費の見込みや平成30年度の公費算入額を見込んだ仮係数が示され、12月にはその確定係数の通知が出ることとなっております。年明け1月には、本算定によるむかわ町の納付金の確定及び通知がある予定となっております。

議会に対しましては、次回第4回定例会の前には説明機会を持たせていただきたいと考えております。また年内にむかわ町国民健康保険運営協議会を開催し協議を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう少し、町としてどう対応するのかという前向きな答弁があったらいいというのが率直な感想です、まず第一に。

そこで改めて伺います。1つは、第1点目に町長が保険法に書いてある内容をしゃべられても何もならないなと思うんですけれども、いわゆるそういう精神に立ってどうするかということだと思うんですよね。第2定のときに私が質問して明らかになったように、既に払いたくても払えないという人に対して差し押さえというのをやっている、我が町がやっている。これは給与であり預金であり、あるいはその他の資産でありというのは、そういうことをやらなきゃならない事態にあるんだというそういうふうになっているということに対して、保険者としてやっぱりどう考えているのかと私は聞きたいところなんです。これが都道府県化ということになると、それがどんどん広がる可能性があるということなんです。

そういう意味で、具体的に1点だけお伺いしますけれども、例えば法の話をしましたから法の点で、私、1点だけお伺いしますけれども、例えば、この減免の問題で、うちは地方税、保険料でない、税にしていますから717条です。これで聞きますけれども、この中に特別の事情というのがあって、これについて既に国会や大臣答弁でも、これは市町村の判断ででき得ることだというふうにして、これは単に自然災害のみならず、収入源、低所得になった、収入がなくなったというような状況にまで広げることができる減免ということをしています。こういうものについてどのように考えておるか、改めて伺っておきたい。

それから2つ目のところで、前年度決算、これは後でやることにしますけれども、未納が減少したと。だから改善されているということなんですけれども、しかし約10%近くいた未納者、それからこの中身として10%程度未済が下がったと言うけれども、不能欠損にしたのは26年度300万、大まかに言いますよ。27年度が約1,000万。そして28年度は1,000万超えているんです。こういうような対応の中で未済が減っているだけなんで、そのところをどのように見るかという問題で質問したわけです。

3点目には、都道府のやつ、第3回が出ているわけですよ。これらがいわゆるモデルケース等々含めて我が町の現状とあわせてどうなっているのか、それがこの12月確定という中ではどういう見通しになるのか、改めて伺っておく。

それから4番目には、地域医療で北海道が、前段言いましたように答弁もありましたように、昨年の12月につくったわけなんですけれども、それが先ほど言ったように平成25年には約1万床のベッド数を減らして7万3,000にするという計画なんです。これだと本当に今、病院に入りたくても入れない、入ってもすぐ出ていってもらおうというような状況になっている。そういう世の中でやっぱり利用する住民が本当に大変な状況になると思うんです。公立病院を持っている町として、やっぱりこの辺のところを本当に真剣に受けとめない、単に

東胆振だけでやりゃいいという問題にならないんじゃないか、やっぱりこれらについて積極的な意見で対応していく必要があるというふうに私は思うんですけども、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、まず国民健康保険税の減免の部分になるかと思えます。基本的には災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、また貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、そしてその他特別の事情がある者に対する減免というのは制度でうたわれております。また国民健康保険の財政調整機能の強化という部分では、いわゆる非自発的失業者にかかる保険料の軽減等をどれだけ行っているか等にも配慮されているようなところも含めての部分が、今後いろいろその特別な事情というところにある程度進んでいくのかなと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 保険税の収入未済と不能欠損の関係についてでございますが、平成27年度の不能欠損が先ほどおっしゃられたとおり約970万円ほど、28年度の不能欠損が1,035万円ほどとなっております。不能欠損だけで見ますと平成27年から28年にかけて約60万円ほど不能欠損した額がふえているという状況ではございますが、そんな中で収入未済につきましては、現年、滞繰合わせまして27年が1億900万円、28年が9,600万円ということで約1,300万円の減となっております。特に現年分の保険税で見ますと27年の現年分の収入未済が約1,100万円、28年度の現年分の収入未済が約1,000万円となっておりますので、こちらのほうは不能決算に関係しない数字となっておりますので、わずかではございますが減ってきているという状況だと思っております。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 地域医療構想、北海道の医療構想の関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど御説明しましたとおり、平成28年12月に北海道で策定をしているところですが、これにつきましては道内を21の2次医療圏に分けて、それぞれの地域で医療の将来に向けた計画の議論をして策定をしているところです。東胆振につきましても、全道では確かに今おっしゃられましたとおり、病床数削減という意味では病床数が減っていますけれども、東胆振のほうでは逆に10%ほど病床数が逆に足りないということもございまして、東胆振の圏域の中では増床を見込まれるというような議論もされています。

今後、北海道の地域医療構想につきましては、この圏域ごとに2025年に向けた進行管理等

も独自にそれぞれ行っていくということになってございますので、その中でまたむかわ町としても、その中ではいろんな議論に加わって地域医療を守るという立場の中で計画の推進を図っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、国のほうの仮算定の関係のお話をさせていただきますと思います。

今、第3回目の仮算定が出てきているんですけども、まだ細かい部分について全て整理されていないところはあるんですけど、今出ている数字の中でいろいろ算定を今進めているところなんですけれども、第2回試算、第2.5回試算というのが1人当たり大体17万ぐらいで出ていたかと思うんですけども、今、出てきているところは、そこよりは低い数字で出てきているところがございます。まだ係数等でまだ確定して言えない部分があって、今確認作業中なものですから、ただ、それを次回の議会への説明する機会のところでは比較をしながら、どうしてその数値になったのか等を説明できればと考えているところがございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第3回のやつは、既に7月の段階で出されているんじゃないかと思ってたんですけども、そうするともう9月ですからね、問題はどんなふうになるかというだけの問題だけでなく、今実際問題として都道府県化による保険料の統一ということが全国的に見れば非常に厳しい状況になって、今の政府自体も今のままのところ進まないというような状況になっていますよね。そして北海道でも、これ北海道一本というようなこんなことをやらせちゃいけないんですけども、これも非常に難しいという状況になってきます。やっぱりそこで我が町としても負担をこれ以上ふやさせない、少なくとも。そういう立場でやっぱりそれにどう向かっていくかということを私は聞きたいんですよ。そういう行政の姿勢が聞きたいというように思っているんです。そういうことで答弁あれば伺っておきますが、ぜひこれからも取り組んでいただきたい。

時間の関係で、国保の問題についてはこれ以上質疑はちょっと控えたいと思いますが、特に決算の関係で言えば、不能欠損とのかかわりについて、それもあって、収入未済は、しかし若干減りました、ほんのわずかでも減りましたと。そうは計算上はなるでしょう。しかし中身として見れば被保険者そのものが減ってきているわけだから、そういうものと比べれば

一人一人の負担というのは変わらないわけですよ。そういうことを踏まえてぜひ対応していただきたいということを述べて、次の2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目は、先ほども前段での質問もありました。地域農業を守る問題についてであります。

この中で、米政策の問題については先ほどの中でも議論されましたので、私は1点だけの質問しますが、いわゆる交付金がなくなるという状況の中で、さらに米の価格もこの間、値下がり傾向だったりして米づくり農家が非常に大変な状況になっているという中にあります。これが全体として他の作物にも影響するというような状況があります。

そこで、私はやはりこれからの北海道農業、むかわ農業、安定した米づくりということを考えると、前にあったいわゆる戸別所得補償方式、補償制度、こうしたものを復活させると、国に復活してもらおうということが、本当にこれからの若い人たちを含めて安定的な農業経営を営んでいける道になるんでないかというふうに思います。その点で、ぜひそういう立場で取り組んでほしいということを求めていきたいと思いますが、それが1点です。

それから2つ目には、いわゆるこの間7月4日、安倍総理が突然といいますかね、日本政府はEUとのEPA交渉で大筋合意というのをやりました。これはこのまま放っておくと非常に北海道農業にとって大きな影響を及ぼしかねない。その辺をどのように捉えておくか含めて伺いますが、さらに、やはりこれは今まだ発効されたものではありませんし、これを発効するためには基本的な国のそれぞれの国での批准が必要になるわけですが、しかし今流れによっては、もとEUがやったように、この大枠合意とした内容で暫定発効というようなことも今心配されております。日本が国会で関税の定率を改正というようなことになれば、これはすぐすつといっちゃ可能性ががあります。こうしたことは絶対に許してはならないんじゃないかというふうに思っておりますが、それらの点についてどのように見解を持っておられるか伺うものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、1点目の国の米政策におけます戸別所得制度の件についてお答えをいたしたいと思います。

先ほどの2番議員の御質問にもお答えをしておりますが、米の直接支払交付金につきましては4年間の時限措置とされております。平成29年産米をもって交付期間を終えるものでございます。これまで本町におけます稲作農家の方々にとりましては、米の生産数量の配分目標に基づき生産調整に努力されながらも、安定的な収入を見通すことができる制度として、交付金が貴重な財源としてみずからの農業経営の基盤強化などに活用されてきたものと推察

しているところでございます。

本町の基幹産業であります農業は、稲作を中心として発展してきており、稲作農家の皆さんが農業を営む上におきましても、ひいては今後のむかわ町農業を考える上でも、米づくりにおける国の対応、施策は重要な問題であると捉えているところでございます。来年以降、交付金制度の廃止とともに米の生産数量目標の配分が廃止されることにより、米の過剰生産による受給バランスが崩れるおそれなど、米価が下落することにつながりかねないことから、農家の方々の不安が解消されますよう、国において米の需要調整がしっかりと機能する仕組みが必要であると考えているところでございます。そのためにも米価が安定的に維持され、生産者が安心して米の生産ができる全国的な調整や統一した取り組みが必要と考えており、今後におきましても農業関係団体としっかりと連携しながら、国への要請も初め適切な対応をしてまいりたいと思っておりますので、御理解を願います。

次に、2点目のEPAの関係でございまして。

本年7月6日、日本と欧州連合との経済連携協定が大枠合意されました。EPAの交渉につきましては、国民への情報開示がないまま水面下で進行し、特に農業分野におきましては、農畜産物や乳製品など一部品目で関税を即時撤廃とされるなど大幅な譲歩となる内容で、生産現場では影響を懸念する声というのが上がっているかと思っております。このため農林漁業の生産現場の方々が今後も意欲と希望を持って経営に取り組めますよう、国の動向というのをしっかりと見定めながら、JAを初めとする各関係機関、団体との情報の共有を図り、緊密な連携した取り組みを努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 米の問題では、先ほど、るる前段の議員のほうからそれがなくなった場合の数字的な内容も言われました。しかし今、本町農業は組合員さんが農家の方が努力されて、本当にかつてない生産収益を上げるような状況になっています。しかし、これは蔬菜等々、畜産等を含めて、これが未来永劫安定するかどうかというのは非常に不安なところであります。やはり基本に土地、水田、これを活用していくというそのことをやっていかないと、なかなか安定しないという状況もありますし土地活用の問題もあります。

ですから、ぜひ、いわばいろいろ否定をされている民主党政権の中ででき上がった所得補償制度なんだけれども、これはやっぱり改めてここに光を当てて求めていくということが大

事だというふうに思いますので、ぜひそのための努力をしていただきたいし、本来であれば私どもがこれを意見書として今回出さなきゃならなかったと思っているんですけども、それはEUの問題も含めてですが、ぜひお願いしたい。

そして、このEPAの問題、これ非常に町長、農業団体等々と緊密な連絡をとということで力も入れたお話もあったと思うんですけども、改めて少し時間の限りお話をさせていただければ、今回この問題がTPPよりもひょっとしたら大きいかもしれないという状況があるんですね。それは今度の大枠合意でなされた内容が、このEUのものが入ってくるというのは、ほとんどが農産物を利用してつくられ加工されたものなんですよ。ですから、そういう中でいえば、チーズ、乳製品、スパゲッティ、マカロニ、ベーコン、ソーセージ、トマト加工品、ジュース、ワイン、その他食品、相当。これらは北海道農業が農産物をつくって、北海道の道民の皆さんがそれを加工したり2次加工したりして地域経済を支えているそのものなんです。そのことを直撃するものになっちゃう可能性があるんです。これがEUとの関係で入ってくれば。本当にこれ北海道の地域経済にとっては大変な事態を招く可能性があるというふうに今言われているんです。

例えば、マカロニで言えばマカロニ協会は180円か190円です。ところが、これやっちゃうとEUから140円台で入ってくると言われる。そうすると北海道の麦とかなんか使われない。今、道民、北海道の農家が頑張っているゆめちからにしても何にしても、そういうものが小麦が使われなくなるという事態が来るんです。そういうことなんで、ぜひともこれはお願いしたい。

そして、これ 悪いことに先ほど申し上げたように、本来であればそれぞれの国の合意というのが必要なんだけれども、これを暫定発効という形にしちゃって、今の政府ではそういう形もとりかねないという状況がありますので、ぜひ強力なプッシュをお願いしたい。これを強く要望して次の質問に入りたいと思います。

次は、鳥獣被害対策であります。これは鹿対策、特に鹿対策ですが、鹿柵をしてやってきているんですが、残念ながらその鹿柵をつくったときに、特に川東地区でその中に森林等の中に茂みの中に鹿を残したまま周りを柵で囲んだという関係もあって、その中でどんどんどんどん繁殖して、それが被害を広げていくという事態になっています。ですから、これ何とか鉄砲とかなんとかではいろんな状況があってなかなか対応できない。だから追い込み柵なりで対応するしかないというふうに思っているんですが、そこら辺のところをどのように検討されるか伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 川東地域の鹿が繁殖いたしまして被害が大きいということでございますけれども、農業被害につきましては両地区のJAに依頼をしまして、鷓川地区、穂別地区として集計をしております。議員の御指摘の鷓川地区の川東地域でございますけれども、集計そのものが作物ごとの集計となっておりますことから、川東地域に限っての被害額の算出というのは、困難な状況でございます。

なお、鷓川地区の被害額につきましては、鹿の進入防止柵整備事業を行った直後は全体的に被害も減少していたところでございますけれども、平成26年度以降は被害額が微増となっております。平成28年度の鷓川地区の被害額は7,143万9,000円となっております。

次に、追い込み柵の設置についてであります。いわゆる囲いわなというふうにも言っております。設置当時、各地域猟友会と適正な捕獲場所につきまして協議をいたしまして、現在の2カ所に設置をしてきた経緯があるところでございまして、今のところ、新たな設置計画はございません。また、この囲いわなの設置につきましては、地域からの現在までに具体的な要望がないこと、そしてまた設置の環境面からの困難性もあることなどから、エゾシカくくりわなを利用するなど、地域猟友会とも連携を図りまして今後も個体数の減に向けた取り組みを図ってまいりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員、あと5分ありますので、ちょっと時計、異常起こしましたが、5分ありますので。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） はい。地域からの要望が相次いだんだけれども、みんなあきらめちゃっていて、そういう状況にならないんだけれども、地域の人たちとこの間、私相談しました。それで、やっぱりこの追い込み柵が一番いいんでないかと、安全性を考えて。そういうところがあるんですよ、今、畑になっていないで木が生えていたりしているところ。そういうところを地域と議論すれば場所はありますということがわかりました。ですから、ぜひそういう立場で議論して。この中で繁殖するこの鹿対策等をぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

鳥獣被害の問題では、そのほかにも町内ではカラスや猫の餌づけで困っているという問題もあります。そういうものについてもぜひ対応をお願いしたいということを述べてこの質問を終わりますが、第4番目に、最後の質問になります。墓地の管理対策についてであります。

むかわ霊園とされる宮戸墓地です。これは実際にことしのお盆のお墓参りの中で大騒ぎに

なったことから、ああ、これは大事だなというように私も思って改めてここで御質問させていただくんですが、この宮戸墓地のトイレが外につくられているんですけども非常に小さなものでありますから、車椅子の方はもちろん入れないし、入れないどころか車椅子でいえばそのトイレまで行かれないんですよ、あそこね。スロープもなんもありませんし、時々石がある階段があるというぐらいで。ですからこのところを何とかしてほしい。ことし相当、行った皆さんが大がかりでそれに対応に当たったという状況がありました。ぜひ、むかわ霊園という形になっていて、そういうとき、あるいはさまざまな必要なときには町外からも相当数の方が来られるところでもあります。何らかの対応をしていただきたい。多くの皆さんの声であります、これについての見解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 墓地管理対策についてお答えさせていただきます。

まず、宮戸霊園、町内の中でも一番区画数の多い霊園で、地番的には汐見地番になるんですけども、隣接する斎場が鶴川斎場ということで非常に間違いやすく難しくなっているんですけども、霊園名は宮戸霊園としているところでございます。小学校の前の看板にも鶴川斎場兼宮戸霊園というふうに出ているかと思っておりますけれども、むかわ霊園は洋光地区にある霊園名というふうになっているところでございます。

現在、宮戸霊園内にある公衆トイレは和式の個室と小便器が1つ設置されている状況でございます。ちょっと便器の数え方は、1据、2据と数えるそうなんですけれども、ちょっと1つ、2つと数えさせていただきます。現状では利用状況により汚くなっている等の苦情に対し対応した経過はありますが、今回のお話については受けていなかったところなんです、お盆時期は町外からたくさんの方がいらっしゃると認識しておりますので、利用実態や必要期間、他施設の活用のあり方等を含め検討を行いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 障害を持つ方々へのこうした対応というのは、先ほども出されました。我が町の公共施設の中で十分でないということがたくさんあるということが明らかにされております。同時にこういう本当に今、高齢化社会と言われる状況にあって、だんだんそういうものも利用がふえていくという状況の中にある中で、こういうものについて本当に心温かい優しい行政として、これは直ちに取り組んでいただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

私、今回、国保の、あるいは地域医療を問題にしました。先ほどの介護を含めて2018年からは医療を中心として大きな改正が出てまいります。これに対して本当に住民の願いに応える対応をぜひお願いしたいということを強く求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） トイレのお話なんですけれども、今、例えばという形にはなるんですけれども、霊園エリア全体の施設の有効利用を考えたいと今考えているところがございます。車椅子トイレはありませんが、隣接する鶴川斎場のトイレは男性用トイレに小便器が2つと和式が1つ、そして女性用トイレに和式と洋式が1つずつあります。利用者の利便性や必要な設備、手すり等もなんですけれども、あと施錠等の施設管理上の問題や、どの期間必要かという部分を含めて活用を考えてもよいかと考えているところがございます。

〔「ありがとうございます。終わります」と言う人あり〕

---

#### ◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

御苦労さまでした。

なお、あすの開会時刻は午前10時とさせていただきます。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

## 平成29年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成29年9月15日（金）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 2号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 3号 平成28年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 3 報告第 4号 専決処分報告に関する件  
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 4 認定第 1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 2号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 3号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 4号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 6号 平成28年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第10 認定第 7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第11 諸般の報告
- 第12 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件
- 第13 議案第40号 北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する件
- 第14 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する件
- 第15 議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案
- 第16 議案第43号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第45号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）

#### 議員等提出事件

- 第20 発議第 2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について
- 第21 意見書案第11号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力することを求める意見書（案）
- 第22 意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第23 所管事務調査報告の件  
（産業建設常任委員会）
- 第24 閉会中の特定事件等調査の件  
（総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会）  
（議会運営委員会・議会広報委員会）
- 第25 議員の派遣に関する件
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（12名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
13番	野田省一議員	14番	三倉英規議員

#### 欠席議員（1名）

12番 木下隆志議員

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和

総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課 主 幹	西 幸 宏
総務企画課 主 幹	酒 卷 宏 臣	総務企画課 主 幹	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主 幹	東 和 博	産業振興課 主 幹	松 本 洋
産業振興課 主 幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	菅 原 光 博
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主 幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務 局長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 八 木 敏 彦 主 査 長谷山 美 香

---

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第1、報告第2号 放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第2号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件につきましては、従前より回収が極めて困難な私債権の事案について、債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらには庁内に設置の債権管理対策会議での各債権所管課による横断的な情報交換、対応・連携による債権回収に努めてきたものの、破産や死亡、転出などで居所不明等により回収見込みがないため、最終的に債権回収対策会議に付議し、平成28年度において債権を放棄することが妥当と判断されたものにつき、同条例第6条により債権放棄を決定した内容につきまして、同条例第7条の規定により議会へ報告するものであります。

次のページの私債権放棄調書をお開き願います。

債権の名称ごとに一覧整理しておりますが、児童クラブ負担金から穂星寮使用料につきましては、いずれも消滅時効完成による債権放棄でございます。それぞれ、児童クラブ負担金が1人、公営住宅使用料で3人、穂星寮使用料で1人となっており、その下、水道料金につきましては、債務者死亡かつ相続人が不存在のものが2人、自己破産による免責が1人、

消滅時効完成によるものが9人、簡易水道料金で、消滅時効完成が1人、総計で18人、140万8,810円となったところでございます。

以上、説明申し上げ、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みとさせていただきます。

---

#### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第3、報告第3号 平成28年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第3号 平成28年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成28年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率についてでございます。

平成28年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率については算定されておられません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成26年度から平成28年度決算までの3カ年平均の数値でございまして、10.4%となったところでございます。これは、前年度の比率11.5%に比べ1.1ポイント減少してございますが、主な要因といたしましては、元利償還金の額や

債務負担行為の負担額等が減少したことにより、平成28年度における単年度比率が8.75%となりまして、平成25年度における単年度比率12.21%から3.46ポイント減少したためでございます。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率は、昨年度のマイナス11.3%から8.9ポイント上昇しマイナス2.4%となっておりますが、昨年度に引き続き負担額に対する充当可能財源が上回っておりますので、将来負担比率は表示されておられません。

なお、比率の上昇の要因といたしましては、将来負担額の算定要素となる退職手当負担等の見込額が1億777万円ほど上昇し、さらに充当可能基金が4億3,648万円減少したことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計につきましては、いずれも一般会計からの繰り入れなどにより収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料、紙ファイルの最初のページにA3判の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成28年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みとさせていただきます。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第3、報告第4号 専決処分報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第4号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、本年6月27日に町内豊城280番地4付近の町道豊城1号におきまして、路面ます蓋のふぐあいによりまして、通行車両の燃料タンク及びサイドバンパーに損傷を与えたものでございます。

過失割合につきましては10対ゼロで示談が成立しておりまして、損害賠償額は24万3,324円です。町が加入しております全国町村会総合賠償保険により全額支払われております。

損害賠償の相手方は、苫小牧市東開町、有限会社甲陽物流代表取締役 津幡伸明様でございます。

なお、路面ます蓋のふぐあいにつきましては、速やかに改修を行っております。

本件につきましては平成29年7月14日付をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で報告第4号の説明を終了させていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 余り珍しいケースなので、少し伺っておきたいというふうに思います。

1つは、町道の不都合ということはどういう状況なのか。通常あり得ることなのか、それともたまたま起きたことなのか、そこら辺のことについて1つは伺っておきたい。

もう一点は、こういうことがこれからも予測されるということが見られるのか。また、そうだとしたら、それらに対する対応というのをどのように考えておられるのかということで、ちょっと伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の事故の原因につきましては、ちょうど二宮豊城1号の豊城地区で発生したんですが、道路の状況をお話ししますと、車道幅員が5メートル50ある道路でありまして、路側が1メートル・1メートルとなっております。

建設年度は大体昭和60年ぐらいで、もうかなり年数がたっている道路なんですけれども、原因といたしましては、大型のセルフが車道を走行し、そして敷地に入ろうと路側側に寄ったときにグレーチングの上に上がりまして、そしてはね上がったという状況になっております。

原因といたしましては、グレーチングの下で調整モルタルというモルタルで調整しているんですけれども、そのぐらつきがあった中でタイヤの重量がかかったものですからはね上がったと推定されます。

今後、このような部分どうするかという御質問ですけれども、今回もその事故の後にすぐ点検をしたんですけれども、グレーチングのぐらつきがないか点検をしまして、そしてそういう箇所があれば、事前にグレーチングの調整を行いまして、事故を今後も防いでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

三上議員。

○5番（三上純一君） 町道に関するトラブルが今回に限ってないと。今回はそのます蓋ということなんですけれども、道路の町道の整備、維持管理に関する専決処分、これまで数回ありましたよね、同じような事例。

なぜ起きるのかというのが、やはり早くに道路を舗装して、それからもう数十年たっているというようなところが、全面的にその舗装をしないで、予算からいってできないので部分的に、以前にも指摘しましたけれども、パッチワークみたいに、わずか100メートルぐらいの間に何十とやっているところがあるんです。1つの例で言えば、宮戸汐見3線の道路の実態はそうなんだけれども、中には、部分的に20センチぐらいぎゅっと変形して盛り上がっているところもあるんだ。それは確認すればすぐわかることなんだけれども、あれはもうちょうどカーブに接した部分なので、通学バスも頻繁にももちろん利用されていますから、舗装修理、パッチワークでする修理、予算ないから仕方ないと言いながら、やっぱり何かこれ、カーブだし事故が起きかねないという状況が見られる。やはりこういう、起きてしまったから専決処分しましたという話が、これ頻繁に起きているんだけれども、やっぱりその辺は前もっての維持管理を徹底というか、安全にかかわることなのでやっていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（三倉英規君） 副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、お二人の方から御意見いただきましたけれども、特に今回の件につきましては、路側にあるグレーチングの目皿がはね上ったということでございまして、通常のパトロールの目視の中では、その下の状況というのまでなかなか確認できないというのが実態でございまして、そういったことから起きたような事故でございます。

三上議員言われた目視でわかるくぼみですとか、そういったものにつきましては、ぜひ今後ともパトロールを強化しながら事前に防ぐようなことをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第4号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

---

#### ◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三倉英規君） 日程第4、認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第10、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

認定第1号 平成28年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第4号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件までにつきましては、地方自治法第233条の第3項の規定によって、平成28年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

認定第5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から認定第7号 平成28年

度むかわ町病院事業会計決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法の関係規定に基づきまして、歳入歳出決算などに監査委員の意見を付して認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきましては、別冊のファイルにとじ込み配付してございます平成28年度むかわ町各会計の決算概要により御説明申し上げます。

インデックスで決算概要と添付されたページをお開き願います。

まず、1ページの各会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支を中心とした説明とさせていただきますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

最初は一般会計でございます。

歳入総額は103億8,006万382円でございます。歳出の総額は101億2,094万1,385円、歳入歳出差し引きの形式収支では2億5,911万8,997円となったものでございます。このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源1億295万3,000円を差し引き、実質収支は1億5,616万5,997円となつてございまして、ここから財政調整基金へ8,000万円の積み立てを行い、実質繰越額を7,616万5,997円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は16億5,137万1,395円で、歳出総額は16億1,873万75円、形式収支は3,264万1,320円の黒字決算となつてございます。実質収支も同額となつてございまして、ここから支払準備基金へ700万円の積み立てを行い、実質繰越額を2,564万1,320円としたところでございます。

直診勘定の歳入総額は4億6,357万8,070円で、歳出総額は4億6,275万9,558円で、形式収支は81万8,512円の黒字決算となつてございます。実質収支も同額でございます。

次の後期高齢者医療特別会計は歳入総額1億2718万6,248円で、歳出総額は1億2,700万3,448円で、形式収支は18万2,800円の黒字決算でございます。実質収支も同額となっております。

介護保険特別会計は、歳入総額8億7,430万5,521円で、歳出総額は8億5,330万3,653円で、形式収支2,100万1,868円の黒字決算で、実質収支も同額となっております。

一般会計と3特別事業会計の合計で、歳入総額134億9,650万1,616円に対し、歳出総額は131億8,273万8,119円でございます。形式収支は3億1,376万3,497円、翌年度へ繰り越すべき財源1億295万3,000円を差し引いた2億1,081万497円が実質収支となったところでございます。

次に、2ページ以降7ページまでは各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、8ページをお開き願います。

8ページから不納欠損処分の内訳の状況でございます。

平成28年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告で説明させていただきましたが、地方税法に基づいて不納欠損を処分した町税のほか、使用料などの放棄した私債権につきましても、それぞれ区分し記載しております。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分表記しております。

平成28年度につきましては、一般会計で1,071万331円の不納欠損処分を行っております。その内訳は、町税の各税目の合計で880万6,301円ございまして、負担金につきましては、児童福祉費負担金79万5,400円と、その下の社会福祉費負担金と使用料につきましては、報告第2号で説明したとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で1,035万1,999円の不納欠損処分を行ったところでございます。

同じページの右側、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料で600円の不納欠損処分を行っております。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料で5万400円の不納欠損処分を行っております。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計は、給水収益であります水道料金で30万180円、下水道事業会計におきましては、下水道使用料7万2,840円と下水道事業受益者負担金17万5,400円、合計で54万8,420円の不納欠損処分を行ったところでございます。

続きまして、9ページの過誤納金還付未済額の内訳でございます。

一般会計においては、町税で9万3,754円の還付未済額が生じております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定では、国民健康保険税で18万8,930円の還付未済額となっております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料で5万7,500円、最後に、介護保険特別会計では、

介護保険料の11万8,610円がそれぞれ還付未済額となっているものでございます。

10ページから11ページは、各会計の収入未済額の内訳でございます。

一般会計における収入未済額は2億9,136万5,292円となったところでございまして、財産収入で9,500円の収入未済が生じております。前年度から町税で311万7,017円、分担金負担金で119万6,328円、使用料で146万7,621円、諸収入で63万2,400円が減額となり、合計で前年度から640万3,866円減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計保険事業勘定の収入未済額は9,922万2,019円で、前年度から1,224万7,775円の減少。また、直診勘定では25万636円で、前年度から5万598円の増となったところでございます。

後期高齢者医療特別会計では36万2,500円で、前年度から18万4,300円の増、介護保険特別会計では424万538円で、前年度から4,304円の減額となったところでございます。

次に、参考として、公営企業会計、上水道事業会計では5,241万4,518円で、前年度から273万6,386円減少、下水道事業会計では2,653万9,112円で、前年度から59万7,287円の減少となったところでございます。

なお、水道料金及び下水道使用料につきましては、2月分及び3月分の料金の納期限が翌年度となっていることから、現年度未収益が大きな数値となっております。

次に、12ページ左側の地方債借入別現在高の状況でございますが、表示単位が1,000円単位となっておりますので、御留意いただきたいと思います。

一般会計債の合計残高は105億5,228万5,000円で、対前年381万6,000円の減少となっております。また、学校施設整備等の大型事業実施による新規町債の発行もあり、減少幅が小さくなっているところでございます。

国民健康保険特別会計、直診勘定におきまして2億2,609万6,000円で、前年度から7,918万2,000円の減少となっております。

また、参考として掲載しております上水道事業会計債3億4,379万6,000円で、前年度から1億3,981万4,000円の増、下水道事業会計債は17億8,795万4,000円で、前年度から1億4,555万2,000円の減少、病院事業会計債は10億8,262万2,000円で、前年度から1億272万7,000円の減少となっております。

同じページ右の表は、債務負担行為額の状況でございます。

一般会計全体では5,393万1,000円で、前年度に比べますと6,242万8,000円の減少となっております。また、構造物の購入に係るものにつきましては、教職員住宅等の整備に係る地方職員

共済組合からの借入残高が減少したもので、もう一つは、川東地区農道整備に係る平成28年度分の事業費が減少したことによるものでございます。

次は、13ページ、基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成28年度末14億1,601万9,547円となりまして、4億451万833円の減となっております。これは、平成27年度決算剰余金のうち9,000万円のほか、利子積立として548万9,167円を積み立てする一方で、学校給食施設整備に係る町債の抑制対策などで5億円の取り崩しを行ったことによるものでございます。

次の減債基金は、年度末現在高で6億9,875万3,514円で、前年度末から利子の積み立てにより203万3,788円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては16の基金となっておりまして、総額で33億725万8,198円となっておりまして、前年度末に比べ1億877万4,142円の減となっております。

各特定目的基金では、8つの基金で合計4億9,545万619円を取り崩す一方で、原資、利子について積み立てを行っているところでございまして、このうち最も大きな取り崩しにつきましては、鶴川中央小学校改築と穂別中学校屋根ふきかえのために充てるため3億5,794万8,520円を取り崩しているところでございます。

原資の積み立てといたしましては、公共施設長寿命化推進基金に1億5,000万円、農業基盤整備事業基金に2億円を積み立てしたほか、ふるさと納税による寄附金など地域振興基金、教育施設整備基金及び鈴木章記念事業推進基金及び恐竜の卵基金に積み立て、立木の売り払い収入や情報施設の基本使用料に当たる部分、それぞれ基本基金、情報通信施設営繕基金に積み立てしているところでございます。

一般会計の基金合計では54億2,203万1,259円で、前年比で5億1,125万1,187円の減額となったものでございます。

また、特別会計分といたしまして、国保給付費支払準備基金は、平成27年度決算剰余金から原資として4,500万円と利子25万8,897円を積み立てする一方で、5,604万5,000円を取り崩し、年度末で7,163万9,455円となっております。

介護給付費準備基金につきましては、原資として1,541万4,943円、利子で16万717円を積み立て、年度末で7,063万2,821円となっております。

この結果、各会計の基金を合計いたしますと55億6,430万3,535円となり、前年度末に比べまして5億636万3,085円減少したものでございます。

次に、右側の表の主要財政指標でございます。

標準財政規模は57億692万9,000円でございますが、前年度から2億4,560万9,000円減となったところでございます。

経常収支比率につきましては、前年度から2.5ポイント増の83.1%となっております。

財政力指数につきましては0.196で、前年比0.001ポイント増、公債費負担比率につきましては18.3%で、前年比2ポイント減少となっているところでございます。

積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明済みのため省略をさせていただきます。

町税の徴収率についてでございますが、現年度分で98.3%で、前年に比べ0.3%ポイント上昇しており、滞納分を含めた全体の徴収率についても0.2ポイント上昇しております。

14ページは社会保障財源化分の地方消費税の充当状況、巻末15ページに平成28年度一般会計決算状況を一覧として添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

また、国保直診勘定は企業会計ではございませんが、15ページの次に認定第2号資料として、参考までに損益計算書様式にて資料を添付してございますので、後ほどお目通しくさいますようお願いいたします。

続きまして、認定第5号 平成28年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスをつけておりますので、そちら上水道と添付されているインデックスをお開きいただきたいと存じます。

こちら、むかわ町上水道事業決算書の7ページをごらん願います。

こちら、決算書の7ページは、水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成28年度は7,751万3,372円の営業損失となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では1,978万5,855円の黒字決算となっております。当年度純利益は、災害による特別損失がございまして1,768万4,108円となり、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた額の1億1,620万3,127円を当年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと存じます。

ページ下段のむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益剰余金は、減債積立に22万7,000円、建設改良積立に600万円、利益積立に65万8,000円、合計で688万5,000円を積み立て、残りの1億

931万8,127円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと存じます。

ページ中段に企業債の概況が記されてございます。簡易水道事業におきまして、平成28年度5,181万4,668円を償還し、建設改良債を3,740万円借り入れしたことにより、年度末残高は3億4,379万5,697円としたところでございます。

以上で認定第5号の説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第6号 平成28年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

こちらもインデックスで下水道と添付されている書類の7ページをお開きいただきたいと存じます。

下水道事業損益計算書でございますが、こちらは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載しております。平成28年度は2億3,467万9,562円の営業損失となったところでございますが、その下の特別利益を加え、当年度純利益は295万8,745円となり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引き、1,799万4,286円を当年度未処分利益剰余金として計上しているところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

11ページ、ページ下段のむかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益剰余金1,799万4,286円のうち、減債積立金に14万9,000円を積み立ていたしまして、1,784万5,286円を翌年度繰越利益剰余金として計上したところでございます。

続きまして、24ページまでお進みいただきたいと存じます。

ページ中央の企業債の概況でございます。

平成28年度公共下水道事業において、1億1,717万4,016円を償還し、建設改良事業債2,580万円を借り入れしたことにより13億3,940万9,204円、農業集落排水事業で5,417万7,889円を償還し、4億4,854万5,662円の残高となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第7号 平成28年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

こちらも、インデックスで病院と書かれているページの3ページをお開きいただきたいと

思います。

3ページの損益計算書でございますが、病院運営につきましては、指定管理者により実施しておりまして、医業収益と医業費用の収支では、計算書中段の右側でございます2億9,552万8,409円の営業損失となっております。

これに一般会計からの補助金など医業外収益と医業外費用の収支2億3,662万5,667円を加算いたしまして、5,890万2,742円の経常損失となり、ここにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処理欠損金は1億7,034万3,069円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填したことにより、8ページのキャッシュフロー計算書の下段の資金期末残高が1億1,453万5,533円となったところでございます。

次に、17ページに記載しております企業債の概況でございます。

17ページ、一番下の表でございます。企業債の状況でございますが、病院事業の年度末残高は10億8,262万1,476円となっております。

以上で、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（辻 圓治君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月6日開催の第5回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全員で構成する平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は認定番号順といたします。

まず、認定第1号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第2号についての質疑を終わります。  
次に、認定第3号について質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第3号についての質疑を終わります。  
次に、認定第4号についての質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第4号についての質疑を終わります。  
次に、認定第5号について質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第5号についての質疑を終わります。  
次に、認定第6号について質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第6号についての質疑を終わります。  
次に、認定第7号について質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで認定第7号についての質疑を終わります。  
お諮りします。  
認定第1号から認定第7号までの7件については、9月6日開催の第5回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全員で構成する平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するための委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時15分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第11、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された平成28年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川 篤委員、副委員長に山崎真照委員が互選されたので、議会の運営にかかわる基準第107条の規定により報告いたします。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は21ページとなりますが、説明資料集1ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成29年6月27日、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の理由であります。平成29年6月1日付で「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に名称変更し、また、平成29年8月1日付で「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称を変更することに伴い、規約別表第1を改正する必要が生じたため協議するものであります。

改正文は、別表第1中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、21ページの議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件でございます。

なお、附則において、規約の施行期日は総務大臣の許可の日からとするものであります。

以上、議案第39号について提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は23ページとなりますが、説明資料集2ページの新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成29年6月27日、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の理由であります。平成29年6月1日付で「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に名称変更し、また、平成29年8月1日付で「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2を改正する必要が生じたため協議するものでございます。

改正文は、別表第1、檜山振興局の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表、胆振総合振興局の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、別表第2の1から7の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、23ページ、議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件でございます。

附則におきましては、規約の施行期日は総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上、議案第40号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は25ページとなりますが、説明資料集3ページからの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成29年6月27日、北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の理由であります。平成29年6月1日付で「西胆振消防組合」が「西胆振行

政事務組合」に名称変更し、また、平成29年8月1日付で「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称を変更することに伴い、規約別表第1を改正する必要が生じたため協議するものであります。

改正文は、規約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表、胆振管内の項中、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、25ページ、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件でございます。

なお、附則におきましては、規約の施行期日は総務大臣の許可の日からとするものであります。

以上、議案第41号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は27ページとなりますが、説明資料集4ページの農業委員会改革の概要をもとに御説明をさせていただきます。

本条例の改正は、農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に改正・施行されましたことに伴うものでございます。

この改正によりまして、農業委員の選出方法については、これまでの公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められたところであります。

あわせて、農地利用最適化推進委員を新設するとされましたが、施行令の基準により、むかわ町におきましては、委嘱しないことができる市町村となっておりますことから、農業委員のみの定数について議会の議決を求めるものでございます。

改正に当たっては、条例の全部を改正し、農業委員会の定数を農業委員会等に関する法律施行令第5条の上限である27人と定め、条例名称を「むかわ町農業委員会委員定数条例」と改めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、27ページ、議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案でございます。

なお、附則におきましては、施行期日は公布の日からとするものであります。

また、改正後のむかわ町農業委員定数条例の規定適用において、経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第42号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 今の説明で1点お伺いをしたいと思うんですけども、農業委員、本来は地域に1人いるというのが一番理想かなという感じはするんですけども、今回、25人の現行の委員の中で、28人まで置けますという状況の中で、27人ということで2人増員という、この辺の要因について、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田 晃君） 私のほうから御説明させていただきます。

本町における農業委員の数、今、実際には25人ということなんですけれども、当農業委員会で現場活動を行う地区担当委員ということで今考えておりますのが、22人必要という形の中で考えております。

その部分につきまして、農業委員定数及び最適化推進委員の算定資料に基づきまして考えているところでございますが、そのほかにつきましては、改正後の農業委員会法に関する第9条の6項において、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者、農業者じゃない一般の方なんですけれども、ということを考えてまして、そのような方が含まれるようにしなければならないということで農業委員会法が改正されております。また、改正後の農業委員会に関する法律第9条の7項におきまして、市町村長は農業委員の任命に当たっては委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということもございまして、そういった部分も含めまして、27人という形の中で考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 今、委員外という関係の話も出ましたけれども、こういった方というのはどのぐらいの人数を想定しているのか。

○議長（三倉英規君） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田 晃君） 法令上では1名以上ということになってございまして、1名は必ず置かなければいけないということで考えております。そのほかに偏りが生じないような形の中で検討していきたいという形になっております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の説明で、部外者というか、農業に関係ない部局から人を入れると。これ、農業に関係ない人が、果たして農業委員会に入ってきて、その役割を十二分に発揮できるかどうかというのは、私は非常に疑問だなというふうに思っているんです。

それと、現行の25人が28人まで置けますと。ただ単なる数字合わせのためにそういうもの  
をやっているのかどうなのか。ただ、今の説明でいうと、1名という枠の考え方みたい  
ですけれども、これでいうと、改正後は27になっているんですね。そうすると2名なんです  
ね。だから、2名についても、要するに農業と関係ない人が農業委員会に本当に2名入っ  
てきて、その重責に耐えられるのかと、十二分にその職責を全うできるのかというところが非  
常に疑問に思うんですが、そのあたりの考え方というのは、どのようなものを指して、どの  
ようにこれからやろうとしているのかちょっと見えてこないんですが、そのあたりはどうな  
っていますか。

○議長（三倉英規君） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田 晃君） お答えいたします。

今の考え方の中でなんですけれども、一応、現行では25名なんですけれども、28名まで今  
の現行では最大限という形になって、今回提案されているのが27名という形の中で、今の現  
状よりは2名ふえるという形になってございます。

ただ、今考えておりますのは、地区推薦という形の中で募集をしまして、鷗川地区が13、  
穂別地区9名という形の中で、先ほど言いました22名という形の中で考えておりますことと、  
あと団体推薦枠という形の中で、JAさんにも推薦をしていただきたいという形の中で考え  
ておまして、そのほかに一般公募枠という形の中で、3つの枠組みの中で推薦をしていた  
だくなり公募するという形になっております。

先ほど御説明させていただきました中立な立場で公正な判断のできる者は1名以上を置く  
ということになっていますので、これを置かなければいけないことになってございますので、  
それを置くと。そのほかに、女性・青年枠も積極的に登用したいということから、全体的で  
2名ふえるという形の中で進んでいくという、枠組みはあくまでも27名の最大枠とはなっ  
ておりますが、これを検討した中でそういう形の27名という形になった結果でございませ  
う。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の説明、非常にわかりにくいと思うんです。中立な立場というの  
はどういうことをいうんですか。推薦した人が中立でないかどうかというのは、どの段階で  
判断して、誰が判断してそういうことの決定を下すのか。これは人が人を評価するというこ  
とになりますから、非常にそこはシビアな部分が出てくるのかなというふうに思うんですが、  
そのあたりについて、中立な立場というのであれば、指名権者は町長ですから、町長でも副  
町長でもよろしいですけれども、それをどういうことを基本ベースに選ぶようとしているのか、

そのあたりの基本的な考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 農業委員会は穂別総合支所にも支局がございますので、その関係もあり、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、27名というのは、農業委員会法で言う自治体規模の上限値の数字でございます、27人が上限というふうに押さえていただきたいと思います。

また、中立な立場といいましょうか、学識経験のある、さまざまな分野で見識のある方を農業委員会に取り込んで、今後の農業委員会の運営を図ってほしいというのが法律の趣旨でございますので、今後この条例を成立させていただきました後に、規則、要綱等でその辺の細かな部分を定めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） そもそものところなんです、私もよくわからなくているんですけども、農業委員会の改革、政府の言う改革というのは大体改悪だと私は思っているんですけども、そもそもその公選制を廃止して、今いろいろ言われたようなことが行われるということなんです、この言っている改革に対する基本的な考え方、どんなふうに捉えていらっしゃるのか。

本当に今まで公選制で行われてきた農業委員会の仕事自体が、この改革によってよくなるといえるのか、運営していけるというふうに考えているのかどうかというところの考え方をお聞かせいただきたいのと、これからこの改正が通った後にいろいろ規則等ということなんです、一番やっぱり心配なのは、町長が任命すると、議会が承認すると。じゃ、そこまで選ばれてくる過程というのはどうなっていくのかとか、本当に農業者の意見が吸い上げられていくようなものになっていくのかという、これだけではやっぱり心配になりますね。やっぱり公選制というのが一番私は何事においてもいいと思っていますから、それが変わっていくということの将来への不安というか、その辺もちょっと私は、私自身はよくまだわからないというほうが強いので、どんなふうに考えていらっしゃるのか。

規則とかいろいろつくっていくと言っていますけれども、それもどんなふうにつくられていくのかという、そこがわからないうちに、ただ条例改正しますと言われても、ちょっと判断できないというのが私の気持ちなんですけれども。もっと将来にわたっての見通しも含めて聞かせていただいたほうが、この条例改正に対する態度もはっきりさせていけるのかな

と思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 農業委員会法が定められた経過でございますが、いわゆる規制改革会議等で審議をされて、最終的に、農業委員会は公選制ではなく任命制が望ましいだろうという方向です。

これは法律でございますので、北海道とか本州とか一体としたもので、どちらかという和本州の農業委員会を想定した法律になってきておりまして、農業委員会たるものは合議体なんだと。協議をすればいい、そこで会議を開けばいいんだと。実際の農地集積等の地域の事情については、先ほども説明申し上げましたが、農地利用最適化推進委員、こちらのほうで今後進めるべきだというのが法律上の本筋だそうでございます。

ただ、北海道の多くの農業委員会、農業事情はそうではなく、やはり農業委員みずから広大な農地を管理して、しっかりした利用集積を図っていき農業政策を進めていかなければならないということで、法律のただし書きとしまして、農地利用最適化推進委員を置かなくてもいいという条件をつけたところでございます。それに我が町も適格しまして、その条件というのは、ここに書いてあるかどうかあれなんですけれども、例えば、いわゆる荒廃農地が全農地の1%以下だとか、あるいは担い手の利用集積が70%以上という、そういう条件をクリアした市町村については農地利用最適化推進委員は置かなくていいと。ということは、農業委員会が地域のさまざまな、今までもやってきた業務を行うことができるということでございます。

そういった中で、ただ、いかんせん任命制に変わりますので、公募を主とした形、さらには各団体の推薦枠、多分各地区の営農の方々からの推薦も含めて、今後規則、要綱等でその辺の手順を定めながら決めていくことになりますので。考え方については局長のほうからお話しただければと思うんですけれども、基本的には公募と推薦という方向になるかと思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田 晃君） 今後の部分に関してですが、予定なんですけれども、町行政との協議によりますけれども、むかわ町農業委員会の委嘱、選任に関する規定等を早急に定めまして、一般募集、あと推薦手続等の条件等を規則で定めまして、その後に、来年になるんですけれども、一応その推薦にかかわる内規等も含めまして、候補者の評価委員会の運営要綱等を定めまして評価していくという形の中で進んでいくという形で考えておりま

す。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 各地区から推薦をされて、それを町長が認めるというか尊重して、何か逆戻りしているような気が私はするんです。公選制から推薦制になっていくということは、私はもう何十年も後退していくような感じがして、これが果たして改革なのかなという気はするんですけども、法律が通ってしまっているということでそうなる。

ただ、公正中立な立場の者1名以上、町内外の一般公募枠とあるんですけども、町内外、町内だけじゃなくて募集しなければならないというのでしょうか、結局、そうしなければならない。町以外の学識経験者とかそういう人が応募してくれなかったらだめですよ、公募するんだから。公募して、応募してもらって決めるわけでしょう。果たしてこの町内外の学識経験者、どんなふう想定しているのか私ちょっと見えないんですけども、何かわかりますか。

○議長（三倉英規君） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田 晃君） 町内外という形になりますけれども、町内の方の農業に関心があって、誠意のある部分で利害関係がないということで、農業者じゃない方という形の中で、町外者という形になって応募があった場合につきましても、応募については受けるんですけども、うちのほうの実際には地域事情というのもございますので、その中でいろいろな部分で選定させていただければと考えております。

町内からの農業者以外の方の募集等も含めて、その中で検討していくという形になるかと思えます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 むかわ町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第43号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

〔江後秀也建設水道課主幹 登壇〕

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第43号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由説明を御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

平成29年4月26日に公布されました第7次地方分権一括法により公営住宅法が改正され、それに伴い、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が一部改正となりました。

主な目的は、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和と、公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例による設定の裁量の2項目となっております。

当町といたしましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が一部改正となり、認知症患者等の収入申告事務の円滑化の規定が追加されたことによります町条例の条ずれ対応及び追加による改正を行うものでございます。

説明の都合上、別途お配りしております議案説明書5ページ、議案第43号資料、新旧対照表をごらんください。

改正部分につきましては、アンダーラインの部分でございます。

上段より、同居の承認第12条中、「施行規則第10条」を「施行規則第11条」に、入居の継承第13条中、「施行規則第11条」を「施行規則第12条」に、収入の申告等第15条第2項中、「施行規則第8条に規定する方法」を「施行規則第7条から第9条の規定」に改正します。また、下段、収入超過者に対する家賃第31条第2項中、「令第8条2項に規定する方法」を「令第8条第2項及び第3項の規定」に改正するものでございます。

上段の町条例第12条、第13条、第15条、第2項中の改正内容につきましては、公営住宅法施行令におきまして、認知症患者等の収入申告事務の円滑化の規定が追加（施行規則第8条及び第9条）されたことによる条例の一部改正及び条ずれ対応の改正でございます。

下段の町条例第31条第2項中の改正につきましては、公営住宅法施行令におきまして、認知症患者等の収入超過者の家賃算定についての追加に伴っての改正でございます。

公営住宅法施行令の改正による公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例による設定の裁量につきましては、当町としましては、住宅事情を考慮し、独自の規定を行わず、現行どおりとしたところでございます。

議案書29ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成29年10月1日としております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第44号から議案第46号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）から日程第19、議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

議案第44号から議案第46号までの3件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）から議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）でございます。

議案書の31ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,073万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,921万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款総務費、1項1目の総務一般事務9万2,000円の追加につきましては、農業委員報酬を初め、全ての特別職報酬について審議する必要があるございまして、報酬審議会の開催回数を2回分追加するものでございます。

2項1目の税務一般事務70万円の追加につきましては、法人町民税の予定申告分の還付申請が当初見込みからふえておりまして、今後も申告が予定されていることから追加するもの

でございます。

3款民生費、社会福祉一般事務の130万円の追加につきましては、冬的生活支援事業として福祉灯油に係る経費として追加するものでございます。当該事業の財源といたしましては、北海道からの地域づくり総合交付金50万円、残りは一般財源を充てるものでございます。

その下から4ページにかけましての障害者福祉事業800万2,000円につきましては、平成28年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の精算確定に伴う国庫及び北海道への償還金でございます。

次に、国民健康保険特別会計繰出金、直診勘定分の649万3,000円の追加につきましては、穂別診療所副所長の出産のため産前産後休暇に入っておりまして、代替診療医の確保に係る費用の財源として繰出金を追加するものでございます。

その下、臨時福祉給付金支給事業から4ページ下段の2項3目児童手当等支給事務までの補正につきましては、それぞれ平成28年度の事務事業の精算確定に伴う国庫または道への償還金でございます。

それぞれ臨時福祉給付金事業は、高齢者向け年金生活支援に係る臨時福祉給付金に係る国庫補助金の精算、未熟児養育医療給付費に係る国庫負担金の精算、児童福祉一般事務は障害児入所給付費と道負担金の精算、児童手当等支給事務は児童手当交付金国庫負担金と特別児童扶養手当事務取扱交付金の精算となっております。

5ページにお進みいただきまして、4款2項1目の樹海温泉管理運営事務の57万8,000円の追加につきましては、樹海温泉はくあ熱源循環ポンプのふぐあいの解消のため、所要の額を補正するものでございます。

6款1項1目の産業会館管理運営事務の18万円、その下の9款4項4目の鶴川高等学校生徒寮25万円の追加につきましては、今年度修繕がかさんでおりまして、それぞれ必要な額を追加するものでございます。

6ページにお進みいただき、6目博物館管理運営事務の2,200万円の追加につきましては、この春にハドロサウルスの全身骨格の全体像がほぼ明らかになってまいりましたことから、一般公開等を行ってきたところでございますが、今後さらなるむかわ竜の町内外への発信や研究推進のため、全身骨格のレプリカを制作するものでございます。財源につきましては、北海道の地域づくり総合交付金400万円、町債1,200万円、恐竜の卵基金から500万円、残りを一般財源としております。

なお、レプリカの製造には相当の期間を要することから、繰越明許費を設定し、2カ年度

にまたがって事業を実施するものでございます。

次に、13款予備費の57万9,000円の追加につきましては、当初予算1,000万円のうち、9月7日から11日までの間、宮城県仙台市で開催されました第11回全国和牛能力共進会に有明地区の加藤啓介氏生産の黒毛和牛が北海道代表として選抜され出品しておりまして、和牛改良組合に対する共進会参加等の経費支援などの費用57万9,000円を予備費充用いたしましたことから、今後の緊急の需要に備えるため同額補正を行い、予備費残額を1,000万円とするものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

説明書の2ページをお開き願います。

歳入でございますが、15款道支出金につきましては、地域づくり総合交付金の追加でございまして、冬の生活支援事業の財源として50万円と、むかわ竜全身骨格レプリカ制作の財源400万円でございます。

18款繰入金につきましては、むかわ竜のレプリカ制作に充てるため、恐竜の卵基金から500万円を取り崩すものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして1,886万8,000円を追加するものでございます。

20款諸収入の16万9,000円の追加につきましては、当初予算から計上し、7月に本町を初め東胆振各市町で開催した北海道障がい者スポーツ大会に対して、北海道市町村振興協会からの助成金が手当てされましたので、財源の補正を行うものでございます。

21款の町債につきましては、むかわ竜のレプリカ制作に係る財源として1,220万円の追加となっておりますが、これに伴いまして、議案書の34ページをお開きいただきまして、第3表地方債補正についてでございます。起債の発行限度額をこれにあわせて追加するものでございます。

また、議案書の同じページの上段、第2表につきましては、今回追加補正のむかわ竜のレプリカ制作に相当の時間を要するというので、翌年度に繰り越して執行できるよう繰越明許費の設定をさせていただくものでございます。

また、当初から計上しておりました穂別放課後子どもセンターの外構工事につきまして、本体工事の工期等の調整から、冬期間の施工を避けるため繰越明許費を設定させていただくものでございます。

以上で議案第44号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第45号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万2,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,788万5,000円とするものでございます。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）事業勘定第1号に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出から説明申し上げます。

10款諸支出金の負担金等償還金207万2,000円の追加につきましては、平成28年度退職者医療給付費等交付金の精算確定による社会保険診療報酬支払基金への精算返還金でございます。財源につきましては、2ページにお戻りいただきまして、歳入の10款で前年度繰越金を歳出と同額の207万2,000円追加するものでございます。

議案書の35ページにお戻りいただきまして、第2条でございます。

既定の直診勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万円を追加し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億964万7,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）直診勘定第1号に関する説明書により説明申し上げます。

3ページの歳出をお開きください。

2款医業費の医業費用で731万円の追加となっておりますが、こちらは穂別診療所副所長の出産休暇等に伴いまして、代替診療医を緊急に確保する必要が生じたことから、人材派遣委託料と札幌市からの通勤を想定していますことから、ダイヤの関係から公共交通の利用できない区間につきまして、送迎に係る経費を追加するものでございます。

2ページにお戻りいただき、歳入でございますが、3款の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を649万3,000円、4款の前年度繰越金81万7,000円で収支のバランスを図るものでございます。

以上で議案第45号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,161万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,109万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第1号)に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出をお開き願います。

6款諸支出金の介護負担金等精算返納金1,131万6,000円の追加につきましては、平成28年度の事業費確定により、国庫、道、支払基金への介護給付費負担金、地域支援事業交付金の償還金でございまして、次の第1号被保険者保険料還付金につきましては、適用除外施設の入所者からの申請により保険料の更正が生じたので、還付金及び還付加算金30万円を追加するものでございます。

また、このため2ページの歳入、8款繰越金で前年度繰越金を歳出と同額増額補正するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) どうぞ。

○4番(大松紀美子君) 日程表の中の議案第46号なんですけれども、直診勘定の補正1号が出ているんですけれども、この議案書の中に。だけれども、日程表の中に入っていない。今、3本ですよ一般会計補正予算と、このほかに直診勘定の補正が出てるのに、議案の日程表には載っていないから、どこで議論するんですか、もれているじゃないですか、違いますか。国保のときにいっぺんにやるんだったらやるように説明するなりしないと。

○議長(三倉英規君) 一括でやることになっていたでしょう。

○4番(大松紀美子君) 今3本しかやっていなかったんです。44、45、46とやったでしょう。3種類一般会計と国保と介護と言ってますよね。

○議長(三倉英規君) 44から46までの3件ですよ。

○4番(大松紀美子君) 直診勘定は説明しましたか。

[「45に入っています」と言う人あり]

○4番(大松紀美子君) わかりました。私の勘違いです。

○議長(三倉英規君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

各会計とも、質疑されるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページ、1総括、事項別明細書から6ページまでの2歳入、3歳出と、議案書31ページから34ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 6ページの2270の博物館管理運営事務の中の恐竜レプリカ制作ということなんですけれども、時間がかかるということだったんですが、完成はいつを目指しているのかと、それから、どういうところに委託をされる考えでいるのか伺います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答えいたします。

まず、本日の新聞報道にて一部誤解を招いている点があるかと思われまので、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

まず、完成については、平成30年度末を予定しているところでございます。平成31年3月でございます。

それと、委託につきましては、今後博物館のほうで起工決議をしまして、財務規則にのって総務企画の財務グループのほうで入札、契約等が行われますので、その辺は今後、委託業者等はこれからということになるかと思えます。

今回のむかわ竜の化石のレプリカ制作といったものは、2020年の東京オリンピックの前年、オリンピックの文化プログラムの一環として取り込まれると。東京上野の国立科学博物館にて2019年恐竜博というものが開催されます。世界各国から恐竜化石が、レプリカが展示されるわけなんですけれども、その日本代表としてむかわ竜が展示されるというふうに伺っております。この取り組みにむかわ町としては全面的な協力をしていきたいと。そのための恐竜博に間に合うように制作を開始するものでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） この入札形式は特殊なものというふうになると思うんですけれども、入札形式としてはどういうふうを考えていますか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 今補正が通りました後、入札につきましては、入札条件等を考慮いたしまして、入札業者の選定委員会というものを、庁内委員会を設けてございます。そちらのほうで入札にするのか、あるいはほかに代替性がないということで1社随意契約ということも考えられますけれども、現時点では、まだ委員会等の審議が終わっておりませんので申し上げることはできませんが、適切な事業者を選定し、あるいは入札に、契約行為を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） 5ページの環境衛生費の関係なんですけれども、事業番号の樹海温泉の管理運営事務に関してではなくて、ここでの質問が適正かどうかというのは、指摘していただければいいんですけれども、環境衛生費という観点から質問させていただくんですけれども、御承知のように、確認している人もたくさんいると思うんですけれども、ごみのポイ捨ての話なんですけれども、国道235号線かな、あの鵜川の橋、富川のほうから来て、鵜川の橋を渡って、鵜川の市街に右折するんですけども、あそこのところがごみのポイ捨てで、ごみステーションになっているんです。

これは皆さん、あそこを通る人はいつも見て、あきれ果てていると。国道ですから管理者のほうでも常にそこは清掃しているんだろうと思うけれども、私ほぼ毎日通っていても、全く改善されないし、ごみはふえていくんです。非常に町のイメージも悪い。これを何とかやっぱりしていただきたいなど。

町のほうからやっぱり管理者のほうに、それをきちっと申し入れしていただきたいものだというふうに思うのと、もう一点、これも私の地元、汐見地区ですから、非常に話するのも苦しいお話なんですけれども、先ほど道路の関係で指摘した宮戸汐見3線の沿線の話なんですけれども、ここにも、日高線の踏切までの間が非常にポイ捨てが多いんです。

これ、あそこの周辺の現状を見たときに、皆さんも御承知かと思うんですけれども、一定の産業廃棄物の営業をされていて、それが商売ですから道のほうもそれは認めた中での営業だったと思うので、何とも言えない話だと思うんですけれども、その景観の影響か、とにかくそのポイ捨てが非常に多い。もちろん民家のところにはないんですけれども、あの区間、五、六百メートルの区間がすごいポイ捨てです。

いずれにしても行政、町のほうでやっぱり関係機関と連携して、そこは何としても改善していただきたいというふうに思っておりますので、その点ちょっと伺っておきます。

○議長（三倉英規君） 質問外に。

山崎議員。

○1番（山崎満敬君） 6ページ、博物館管理運営事務で、先ほども質問が出たんですが、レプリカ製造ということなんですが、これ、何体レプリカをつくるかということと、補助金が出ているので、余りいっぱいつくっても売ることができないんですけれども、通常、手出しを少なくするために3体ほどつくって、ほかに買ってもらうという手法もあるかと思うんですが、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答えいたします。

レプリカ制作は、今のところ1体でございます。正確に申しますと、オリジナル標本というものになります。これは、本物の化石を組み込んだ形で展示もできると。模型1体分はつくるんですけれども、その中に本物の化石もはめ込んで見せることができるような仕組み、オリジナルも本物の化石も組み込んだ展示の仕方もできるというオリジナル標本と言われる制作ものでございます。

とりあえず型取りをしっかりとれば、今後かなり型取り経費がかかりますので、その型取りをしてしまうと、専門家のお話ですと7体ぐらいまではつくれるだろうというふうに言われております。経費も安く上がって、2体目以降はかなり低廉に制作されるというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 私も関連なんですけれども、この恐竜のレプリカ、2019年の恐竜博、これに間に合うようにということで、私もこれについては賛成をするんですけれども、レプリカの制作に関して、入札というか、そういう発注をするということで、今回クリーニングの職員からレプリカの研修に行っていますよね。こういった職員がかかわるということではできないものでしょうか、その1点だけ。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 今回はむかわ竜のレプリカ制作ということで、全面委託業者に委託をして、いわゆる小林快次准教授のような方にしっかり監修をしていただいて、誰が見てもむかわ竜だといったものをつくっていただきたいと思っておりますので、委託業者に全面委託をする予定であります。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 今の博物館費にかかわって、私も関連で一、二点質問をさせていただきたいというふうに思います。

この恐竜レプリカをつくるというのが、1つはどのような状況で出たのか。それは今言われたように、オリンピックにあわせて、2020年にあわせて、そういうものとしてむかわ竜のやつを出してほしいということから始まったのかというようなことが1つ。

2つ目には、これが博物館費として費用計上しているんだけど、これら恐竜対策としてのものとしては、当初予算で見れば恐竜ワールド構想に関連する総務費の中での事業構想がありました。それに基づいて構想をつくり、推進計画をつくっていくという状況になっていますが、それらとの関連というのをどのようにしているのか。そのワールドセンターの推進計画というそういう中でのものとの一つなのか、そういう位置づけというのをどのようにやっているのか。そこら辺のところについて1つは聞いておきたいということでもあります。

これを、でき上がった段階では、どういう活用をするということになるのか。最初に質問したどういう理由でこれをつくるということになったのかということとかかわってくるわけですけれども、その活用というのは、計画との関連でいえばどういう流れになるのか。まずそこら辺についてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） どういう理由でこのレプリカ制作をといった部分から御説明を申し上げたいと思います。

本来、このむかわ竜のレプリカ制作については、今後、新穂別博物館リニューアルに際して目玉の展示品として制作をする予定でございました。これは恐竜ワールド推進計画でもそのような計画を持って、いわゆるハード・ソフトの準備に当たって、予定としては2021年度に向けての展示品の一つとして計画をしていたところでございます。

そこに今回のように、国立科学博物館での展示にぜひ協力をしていただきたいという意向がございましたので、当初の計画よりも早く取り組むこととなったところでございます。

また、博物館費、どうしてかということですが、最終的には新穂別博物館のほうに展示をするものということでもありますので、やはり博物館費がふさわしいだろうと思っております。

これは、推進計画にのっとった取り組みでもあります。当然穂別博物館は教育部局の博物館法にのった運営をしておりますけれども、現在のところ、恐竜ワールド戦略室の補助業務

として町部局も担っておりますので、博物館費で今回予算計上したところでございます。

でき上がった段階での活用はと。確かにこのままでいきますと、平成31年3月に完成をす  
ると。そして恐竜博は、31年7月から9月ごろにその博覧会が行われるというふうに伺っ  
ております。その間、その期間を活用して、まだ予定の段階ではございますけれども、むかわ  
竜の全身骨格の完成の検品をむかわ町で行いたいと。その際、町民の方にもできることであ  
ればごらんいただきたいというような思いもございます。

また、恐竜博から新穂別博物館の完成までの間、1年以上の期間、この活用については、  
現在も穂別博物館のほうで取り組まれております博物館同士の相互協力といった部分で、む  
かわ竜のレプリカを貸し借りをするという、お貸しするということが今後考えられるのかな  
というふうにも考えておりますけれども、これもまだ先の話ですので、また、博物館の考え  
方もございますので、今後じっくりと考えていきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） どうも恐竜ワールド構想がつくられていて、そしてその推進計画  
というのもつくられている。具体的にどうするかというのは、来年の3月15日までに委託業  
務として事業発注したと。

そういう中で、今言われた新博物館構想なるものも委託業務の中に入っているわけでしょ  
う。何かこの恐竜ということになれば何でもいいという、思いつきでもいいんだというよ  
うな形に聞こえちゃってしょうがないですよ、失礼な話だけれども。

新博物館構想という名前も、私は今初めて聞いたような気がするんですけども、それか  
ら、オリンピックにあわせた取り組みというの、それは悪いことじゃないですから、ええ  
ことやというふうには思っておりますが、しかし、こういう3,500万円の博物館費に対して  
2,200万円の補正を組むという大がかりな事業体となるわけですよ。やっぱりこういうも  
のについては、それなりの当初計画があって、そういう計画に基づいて進められていく、そ  
れがやっぱりちゃんと理解をされて、町民の方々を含めて理解をされて進めていくとい  
うことが大事だと思うんですけども、その点では、よく見えない形で進められているのかな  
という気がするんです。

ですから、改めて伺いますけれども、恐竜ワールド構想推進計画、これの今事業委託かけ  
ているものと、今この予算化している恐竜レプリカ、これらのかかわりというのはどうい  
うふうに組み立てていくというつもりなのか、改めて説明を求めたいというふうに思います。

それと、もう一つは、この恐竜ワールド構想推進計画について、委員会に非公式な提案がございました。しかし、これは全体としてまだそういう状況ですから、我々議会として私はきちっとした形になっているとは思っていません。やはり説明があったように、3月15日までに事業委託をかけて、それに基づいて、いわゆる簡単に言うと新博物館構想のような形を選択していくという形になるんだろうと思っている。私は、そういう状況とどうリンクしていくのかというのは1つの疑問であります。

あわせて、私はその説明があったときも言いましたけれども、やはりこの恐竜をどう我が町として将来的に、近未来的に扱っていくかという方向性をきちっとすべきだというふうに思っています。その点でお伺いしておきたいと思えます、関連しますから。

私はそのときにも言いましたけれども、構想の中にある学術的研究、博物館の役割を果たすという、このことが構想の中にぼんと据えられている。これをやるというふうに私たちも思っているわけで、この点について、これはやっぱり我が町だけではできない。国なり道なり、そういう支援を得て、協力し合って、そしていいものに。これを日本だけではなくて世界的なものという形を据える、これはもう我が町だけではできない、そういう立場でやっていく必要があるだろうと。

そういう中で、我が町としてやるのは、それらを活用したまた別の形でのこの地域経済に結びつくような、観光を含めて、そういうものとして別枠でやっていく、そういうふうな対応の仕方が必要だということを私は述べさせていただきます。

やっぱりそういうことをきちっと方向性として明らかにしながらやっていく必要があるだろうというふうに思うんですが、この点、改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答えをしていきたいと思えます。

まず、現在委託中の業務は、博物館周辺エリアの基本計画業務委託でございます。この業務委託につきましては、博物館周辺エリアを一体的にどのように活用していくことがいいのかといった観点で基本計画を立てていただきたいというふうに思っております。

そして、リニューアルされる、若干先ほどの答弁で新穂別博物館という名称を使いましたが、本来であればリニューアルすべき穂別博物館というような表現になると思えます。このリニューアルを考えている穂別博物館の規模等もこの基本計画、今回の業務委託に包含されているということでございます。

一方、このむかわ竜のレプリカ制作につきましては、これは恐竜ワールド構想の推進計画

上、リニューアルされる穂別博物館にソフト事業として制作をするという方向で考えていたものでございます。

ですから、推進計画上、計画にのっとなって進めていこうと思っていたところですが、先ほど申し述べたとおり、2019年恐竜博等に協力依頼等がございましたので、これにむかわ町としては全面的に協力をしていきたいということで制作を早めたというものでございます。

また、博物館の意義といたしまして、議員おっしゃるとおり、博物館の本来あるべき姿というものは、まずは研究、そして普及活動という、この過去から延々と来ていますその博物館のありようというものを食べるつもりはございません。博物館の本来のあり方を残した状態で、新たに恐竜ワールド推進計画にのっとなったさまざまな産業振興、あるいは観光振興等々の取り組みもあわせて進めていきたいという考え方のもと進めてきておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今の中で、私が質問しているワールド構想推進計画、そこののかかわり、今のお話でいえば、そのつくってある計画にのっとしていこうとしたけれども、恐竜博が出たので、こういう形にしたという話なんですけれども、しかし、そういうふうになったら、その新博物館構想とか、ではなくてリニューアルという形がいいかなとか、そういう話にはならないんじゃないかと思うんです。そこのところの説明が、私はどうもすっきりしないという感じがするんです。

やっぱりそこは、この恐竜ワールド構想の推進計画に対して、博物館を含めてどう持っていくかというのは、まだちゃんと決まっていないということが前提だと思うんです。だからそうなっていると思うんです。だから、そこをきちりとして、はっきりさせて、そういう事情でレプリカをつくって恐竜博に出すなら出すというふうに説明をされたほうがいいんじゃないかと思うんです。何か、そこを曖昧にしたまま、やがて来年以降もそれに屋上屋を重ねていっちゃうというふうなイメージに聞こえるんですね。

ですから、私は改めて、町としてこの恐竜を中心としたまちづくりというふうなこと、これはいわゆる推進計画にもあるように、恐竜は博物館の存在理由と同じように学術研究を中心にしていくということで、きちりそこを位置づけてやっていくのかということ、再度ちょっと明らかにして、確認をさせていただきたいというふうに思うのです。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 構想計画という段階を一つ一つお話しをされているかと思うんですけ

れども、元は恐竜ワールド構想の具体化のための推進計画というのは、議員御存じのとおりかと思えます。

推進計画の中にも、先ほど出ております学術的な面をどうしていくか、教育的な面をどうしていくか、資産的な面をどう生かしていくか、工法的な面をどう生かしていくか、産業的な面をどう生かしていくかと。この恐竜の持つ推進計画上は、多面的な価値をどう具体的に先ほどの構想をしていくかと。そして、推進計画の中にも、先ほどから出ています博物館の学術性も含めて、どういうふうな形で今後に向けていくかということで、今現在、推進計画に基づいての博物館のこれからの、周辺も含めた基本計画というのは発注されているところでございます、年度内に。

先ほど言った恐竜のレプリカについても、時期的な差異はありましたが、戻しまして、恐竜ワールドの推進計画上、レプリカ作製というのは頭出しされているところでもございます。

時間的な差異というのはそこなんですけれども、本年の新年度になって、先ほど田所のほうからお話ししましたように、2020年のオリンピックの文科省の文化的プログラムの一環として2019年に世界恐竜博が行われるということで、標本の作製、そして今、御存じのとおり学術研究の中においても、北大の小林先生のほうで平成30年度中には学術論文を完成していくといったようなことも含めて、あわせた中で、文科省のほうからも含めての提示ということで、標本作製ということで今ここの議会に提案しているところでございます。

ですから、先ほど言った博物館の持つ価値というのは、そしてリニューアルというのも含めて、今現在発注している基本計画の中で、これは後ほど議会のほうにも提示させていただきますけれども、それと今回の標本づくりというのは、博物館は標本を展示をしますけれども、周辺エリアの基本計画の部分で、標本というのは分離してお考えをいただければと思います。

博物館の基本計画の中には、今回の恐竜の標本づくりの制作というのは頭出しされてはいません。

○議長（三倉英規君） 質疑ありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 博物館管理運営事務の中のレプリカの件についてですけれども、製造に至る、製造というか、ここに至った経緯は今の話で、大体お話はわかりましたけれども、1つというか、まず、地域にゴビサポートでしたか、来ていただいて、新規事業というか、こちらに工場跡地を買い取ってということですが、その利用というのは今回考えて

いるのかな。それと、2,200万というこの値段の根拠はどのように立てたのか、この2点だけお教えてください。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） お答えいたします。

まず、本年7月に本町に進出しましたゴビサポートジャパンさんについては、委託契約先になるかというのはこれからのことでございますので、その辺は差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げたとおり、財務グループサイドで財務規則にのっとって入札、契約という方向になりますので、まずはその手順に従って選考がされていくだろうというふうに思っております。

また、この金額の部分でございますけれども、専門業者の見積もりをもって予算計上をしているところでございます。改めて設計図書を制作をしていくという考え方を持っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） その見積もりをとった先というのは、例えばゴビサポートさんにはしてないんですか。一般的に、やはりこれだけ特殊なものであれば、1社からしかとっていないんだろと思うけれども、その値段が中心になってしまうのだからという。ただ、本町にせっかく来ていただいて、まさかそこから見積もりもとっていないということではないんだろかということは逆に心配したんですけれども、その辺は答えられる範囲で。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ただいまの御質問の件につきましては、これから入札になるかちょっとわかりませんが、これからの発注にかかわる予定価格等の問題にもなることでございますので、どこの業者からとかそういったことについては、ちょっとこの場では差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）の1ページ、1総括、事項別明細書から3

ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第1号）の1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 3ページの、事業番号が120050の医業費用についてなんですが、産前産後のお医者さんの代替を確保する予算ということなんですが、この期間、産前産後ということなんですが、具体的にどのぐらいの期間になるのかということと、それから人材派遣というふうなことになっているんですが、この派遣先というのはどういうところなのか、2点について伺います。

○議長（三倉英規君） 藤江国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（藤江 伸君） ただいまの2点についてお答えいたします。

産前産後ということなんですけれども、産前休暇につきましては、今年9月1日から産前休暇というふうに入っております。予定日は10月中旬ということでお答えさせていただきたいと思います。

なお、産前につきましては、規定上8週間前からとれることになってございますが、できる限り診療所に勤務ということで、実際は6週間前からとっている状況でございます。

また、派遣先ということですが、私どもの診療所で、今も週末の代診ということで頼んでおります社会医療法人というところを中心として、各他方に依頼を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり35ページから37ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出と、議案書39ページから440ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第46号の質疑を終わります。

これから議案第44号から議案第46号までの3件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順といたします。

まず、議案第44号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第44号から46号までの3件について採決いたします。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

まず、議案第44号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、さきの第1回定例会で、むかわ町議会議員の定数を定める条例が改正され、施行後最初の一般選挙から議員定数が14人から13人に1人減となることから、委員会の委員定数を改正する必要があるため、むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を提案するものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、施行後最初の一般選挙から適用するものであります。

以上申し上げて、発議第2号の趣旨説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第21、意見書案第11号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力することを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第11号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力することを求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

ニューヨークの国連会議で採択された核兵器禁止条約は、被爆者と世界の諸国民に大きな希望を与えました。

ヒバクシャが国連会議で「この日を70年以上待ち続けていました」と声を詰まらせた姿は、共感と感動を広げています。

禁止条約には世界の英知が結実しています。前文で「ヒバクシャ」や核実験被害者の「容認しがたい苦難と損害」と特記しました。条約は、被爆者とともに核兵器全面廃絶へ進む意思を示したものです。

国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立

したことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も、政治的・道義的な拘束を受けます。

圧倒的な国際世論を作り出し、核兵器保有国とその同盟国を包囲していくことが「核兵器のない世界」への根本の力になります。

9月20日に条約の署名が始まります。今後は調印と批准のスピードが注目されます。核兵器保有国とその同盟国のそれぞれの国内で、核兵器完全廃絶をめざす世論を多数とし、禁止条約への参加を求める運動を発展させることが必要です。

被爆国である我が国が、条約に調印し、批准することが国際社会から求められ、全世界の人々から待ち望まれています。

日本政府が一刻も早く、条約に調印することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

皆さんのほうに既に配付をされておりますので、要点のみ朗読をさせていただきます。

地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） はい。

○4番（大松紀美子君） 反対討論です。

2年前の2015年に同名の意見書案が提案されています。その際の税制の表現は「地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収対策を位置づける」とあり、賛成できるものでした。

しかし、今回の意見書案に盛り込まれております森林環境税（仮称）は、国民にひとしく負担を求めているものになっており、市町村の森林整備等の財源に充てると書かれています。

国民にさらなる増税を迫るものであることから、賛成することはできません。

以上です。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありますか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 私ども町村もやはり森林を抱える町、そしてこれを産業としてきた町の中で取り決められてきた、さらには林活議連の中でも賛同を得ながら進めてきた事案でございます。

もちろん税制制度の問題などもありますけれども、やはり広く国民の理解を得ながら、森林整備はもとより木材を利用していくということが大切だと考えますので、賛成意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） ほかに原案に反対者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 賛成多数でございます。

したがって、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第23、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出され

ております。調査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、報告ありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 記載のとおりでありまして、そのほかには特にございません。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みとさせていただきます。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第24、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第25、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり全国議会広報研修及び胆振管内町議会議員研修が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

平成29年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時11分